

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調 査 係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 30 年 10 月 10 日 (水)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 01 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、横田副委員長、石田・高橋（克幸）・中村（誠吾）・川畑 各委員		
説明員	市長、建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、所属委員に変更がございますのでお知らせいたします。

酒井隆行委員にかわりまして、新たに横田委員が当委員会の所属となっておりますことを御報告いたします。

なお、過日開催されました当委員会におきまして、副委員長に横田委員が選出されておりますことを御報告いたします。

次に、本日は人事異動後初の委員会でありますので、異動した説明員の紹介をお願いいたします。

(説明員紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、石田委員、川畑委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「平成 30 年度第 1 回小樽市地域公共交通活性化協議会について」

○（建設）角澤主幹

本年 8 月 29 日に、平成 30 年度第 1 回小樽市地域公共交通活性化協議会を開催いたしましたので、その主な内容を御報告いたします。

協議会への報告事項といたしまして、7 月から 8 月にかけて実施した、市民への郵送による公共交通へのニーズ把握調査や路線バスの乗り込みによる実態調査についての中間報告を行いました。内容は、目的別の移動手段として、買い物は休日に自動車による割合が高いものの、通勤・通学・通院・私用の際はバス利用の割合が高く、路線バスが市民に密着した交通手段であるということが認識されました。また、学生や通勤者を対象にした利用実態調査につきましては、調査対象とした学校や企業数、回収した調査票数のみを報告しております。

次に、協議事項といたしましては、観光客の市内での公共交通の利用促進を図るため、観光客向けのアンケートの実施について、調査の方法や調査票の内容について協議を行いました。

今後は、各調査の解析を進めた上で地域ごとの特徴や課題を整理し、11 月下旬をめどに次回協議会を開催し、地域公共交通網形成計画の基本方針や施策内容について、検討、協議を進める予定としております。

○委員長

「平成 30 年度第 1 回第 2 次小樽市都市計画マスタープラン策定委員会経過報告について」

○（建設）半田主幹

第 2 次小樽市都市計画マスタープランの策定について、御報告いたします。

マスタープランにつきましては、第 1 回定例会において、計画の目的などや策定スケジュールについて、御報告させていただきましたが、平成 30 年 7 月 31 日に第 1 回第 2 次小樽市都市計画マスタープラン策定委員会を開催いたしましたので、その経過について御報告いたします。

まず、策定委員会の委員につきましては、学識経験者のほか、商工業、住宅、交通など、各分野の団体から推薦をいただいた 14 名と公募委員 2 名の計 16 名の方に委嘱し、就任していただいております。

このたびの策定委員会では、まず都市計画マスタープランとはどのような計画なのかを理解していただくとともに、現行計画の改定に向けた検討の視点を共有していただくため、マスタープランの概要や国の政策、北海道の方針のほか、本市を取り巻く社会状況などを説明しております。

今回の策定委員会は 11 月の中旬ごろをめどに開催し、現行計画の取り組み状況及びアンケート結果の報告、今後取り組むべき課題などについて議論をしていただく予定であります。

○委員長

「平成 30 年度貸出ダンプ制度の見直しについて」

○（建設）建設事業室木村主幹

貸出ダンプ制度における平成 30 年度の見直しについて、御説明いたします。

本年度の制度の運用方法につきましては、市民との協働による事業の将来を見据えながら検討していきたいと考えており、大きな制度変更は考えておりません。昨年度、一部の申請者に作業箇所や転回場の箇所など、申請内容を十分に把握できていないことがあったため、申請書の提出につきましては、申請者が直接来庁し、申請を行っていただくことといたしましたが、このことにより利用団体の負担が増大したため、今年度は負担の軽減を図るため、積み込み業者が代理で申請書を提出することも認めることといたします。

なお、積み込み業者が代理で申請書を提出した場合で、新たな申請団体や前年度と申請内容に変更があるものは、利用団体の代表者へ連絡を行い、申請内容の確認を行うことといたします。

○委員長

「平成 30 年度除雪計画について」

○（建設）維持課長

平成 30 年度の除雪計画について、御報告いたします。

まず、「1 除排雪路線の延長」についてですが、除雪路線は車道除雪延長 512 キロメートル、歩道除雪延長 112 キロメートル、排雪路線延長は 228 キロメートルで考えております。

なお、除雪第 3 種路線の内数として、除雪強化延長を 27 キロメートル計画しております。

次に、「2 凍結路面の対応」についてですが、（1）の砂散布車による散布延長は、昨年度と同じ 56 キロメートルで考えております。

（2）の砂箱設置は、昨年度より 1 カ所増の 650 カ所で考えております。

（3）の砂まきボランティアは、昨年度の登録数実績で 187 件でしたが、これまでと同様に、市民の皆様に御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

（4）のロードヒーティングは、昨年度と同じ 232 カ所の稼働を考えております。

次に、「3 雪堆積場の開設（予定）」についてですが、市民の皆様に開放する雪堆積場は、昨年度と同じ幸 1 丁目、祝津豊井浜、中央ふ頭基部、望洋台シャントツェ駐車場、銭函 3 丁目の 5 カ所を予定しております。

また、道路管理者専用の雪堆積場については、今年度は、色内ふ頭は利用することができませんが、昨年度から新たに天神 2 丁目雪堆積場、旧最上小学校雪堆積場の 2 カ所をふやし、計 9 カ所の開設を考えております。

最後に、「4 今冬重点的に取り組む主な項目」についてですが、（1）としてバス路線、小中学校周辺の通学路など、主要な路線を優先した排雪として、①地域総合除雪の計画排雪量を 50 万立方メートルと、昨年度に比べ 16 万立方メートルふやしております。

次に、②主要交差点等における見通し確保の箇所の増加として、箇所数を 90 カ所と、昨年度に比べ 40 カ所ふやしております。

次に、③観光に配慮した排雪路線の増加として、5 路線と昨年度に比べ 1 路線をふやしております。

また、（2）、（1）に伴って、平成 29 年度実施で今年度に変更する取り組みとしては、①除雪第 2 種路線の除雪出動基準を降雪量（降雪見込み量含）10 センチメートルから従来の 15 センチメートルで路面管理、②除雪第 3 種路線の歩行空間の確保（試行）の廃止を考えております。

なお、資料にはありませんが、除雪対策本部の事務局は、ここ数年本庁舎 4 階等に開設していましたが、今年度から塩谷にある建設事業室に開設する予定である旨、御報告させていただきます。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第 23 号について」

○（建設）大門主幹

それでは、議案第 23 号「小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案」について御説明いたします。

このたびの条例改正は、現在建てかえ工事中の若竹住宅 3 号棟の工事が完了し、供用開始することに伴い、設置戸数の変更及び児童遊園、駐車場の追加を行うものでございます。

改正内容ですが、別表の第 1、公営住宅の部、若竹住宅の項中、昭和 45 年度を平成 30 年度に改め、戸数を 59 戸から 44 戸に減らし、それに伴い公営住宅の部の戸数合計を 2,887 戸から 2,872 戸に、同表の戸数総計を 3,077 戸から 3,062 戸に変更いたします。

また、別表第 4、児童遊園の部に新たに若竹住宅児童遊園を加え、駐車場の部に新たに若竹住宅駐車場を加え、そのうちの駐車区画数を 12 といたします。条例施行期日は、別に規則で定めることといたします。

なお、この若竹住宅 3 号棟につきましては、平成 31 年 2 月に公募受付をして、同年の 4 月からの入居を予定しております。

○委員長

「議案第 24 号について」

○（建設）建築住宅課長

当委員会に付託されております議案第 24 号「工事請負変更契約について」御説明いたします。

これは、昨年 7 月 4 日に近藤・阿部・西條共同企業体と 7 億 2,900 万円で締結した公営住宅建てかえ工事、若竹住宅 3 号棟の請負金額を 7 億 2,953 万 7,192 円に請負変更契約を行うものであります。

変更契約の理由といたしましては、平成 26 年 1 月 30 日付で国土交通省から通知された「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」の運用にかかわる建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項のいわゆるインフレスライド条項の適用を本市におきましても、要綱を定めて実施しているためであります。

このインフレスライド条項の内容ですが、一定の既契約工事について、賃金等の急激な変動により請負代金額が著しく不適当となったときは、基準日以降の残工事分について、新労務単価に基づく請負代金額の変更分の一部を請求できるというものであります。

これにより、公営住宅建てかえ工事、若竹住宅 3 号棟が該当し、請負業者である近藤・阿部・西條共同企業体から請求があったことから請負変更契約を行うものであります。

○委員長

「議案第 26 号について」

○（建設）用地管理課長

議案第 26 号「市道路線の変更について」お手元の資料、市道路線変更一覧表及び添付図面に沿って御説明いたします。

今回議案として提出しましたのは、1 路線であります。

1 枚目の市道路線変更一覧表の中で、所在のところをごらんください。

起点のみ変わっておりまして、終点は現状のとおりであります。また、実延長が若干延びております。

続きまして、2 枚目にごございます図面番号①をごらんください。

現在、市道認定されている塩谷川沿線の起点部は黄色で表示している部分ですが、北海道横断自動車道へのアクセス道路である道道小樽西インター線の新設に伴い市道をつけかえるものであり、黄色部分を廃止して赤色部分に変更することから、道路法第 10 条第 3 項の路線の廃止または変更の規定に基づき、本議会の議決を経るものであり

ます。

なお、今後は道道小樽西インター線の開通時期と調整して、路線の変更の告示及び供用開始の告示を行うものがあります。

#### ○委員長

「報告第 4 号について」

#### ○（建設）建築指導課長

報告第 4 号「専決処分報告 小樽市建築基準法施行条例及び小樽市手数料条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

今回の改正は、建築基準法の一部改正に伴い、小樽市建築基準法施行条例及び小樽市手数料条例の二つを一部改正したものです。

まず、小樽市建築基準法施行条例の一部改正ですが、第 55 条の診療所等の外壁等の防火構造に関する規定を削除いたします。これは、建築基準法第 24 条、木造建築物等である特殊建築物の外壁等の規定では、建物用途を限定し、その外壁等について、一定の防火性能を求めています。今回の改定でこの規定が削除されることから条例第 55 条も削除するものでございます。

次に、第 59 条第 2 項に仮設興行場等に対する制限の緩和を追加します。これは、建築基準法第 85 条第 6 項に 1 年を越えて設置可能な仮設興行場等の設置期間の特例が新設されたことにより追加するものです。そのほか、法改正や条項ずれ、文言の修正など所要の改正を行うものです。

続きまして、小樽市手数料条例の一部改正ですが、建築基準法第 43 条では、敷地と道路との関係について規定していますが、今回の法改正によりまして、接道規制の適用除外認定が同条第 2 項に新設されました。これにより手数料条例別表第 84 号にその認定申請手数料を新たに設けるものです。

次に、手数料条例別表第 108 号の 2 に、先ほど御説明した仮設興行場等の設置期間の特例による許可申請手数料を新たに設けるものです。その他、条項ずれの所要の改正を行います。

本条例の施行日につきましては、建築基準法の一部改正と同日の平成 30 年 9 月 25 日の施行ですが、本定例会前であったことから専決処分といたしました。

#### ○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、共産党、立憲・市民連合、石田博一委員の順といたします。

自民党。

---

#### ○横田委員

先ほど、委員長から紹介がありましたように、酒井隆行議員にかわりまして、建設常任委員会の委員となりました。どうぞよろしく願いいたします。

これまでの経緯がわかりませんので、前に議論したことのある質問とか、とんちんかんな質問をしたら、委員長からとめてください。

#### ◎地域公共交通網形成計画策定スケジュールについて

報告を聞いてというところで、1、2 点、地域公共交通網形成計画の、先ほどスケジュールのようなものをお聞きしましたが、11 月に、もう一回、協議会を開いて地域公共交通網形成計画の策定に入っていくということですが、着々と進んでいる気がいたしますが、最終的にいつとは言えないのでしょうか、この後どのように、地域公共交通網形成計画をつくって、いろいろな議論をされるのでしょうか、いつごろ計画が確定するのですか。

○（建設）角澤主幹

地域公共交通網形成計画の策定のスケジュールでございますけれども、年度当初は、今年度に国の交付金も活用する形で計画策定ということで、今年度中の計画策定をイメージしてございましたけれども、現在、地域公共交通活性化協議会を含め、アンケート調査を実施していく中では、やはりアンケートの分析に時間をかけて、地域ごとの課題の整理というものには、ある程度時間をかけていかなければならないという判断の中で、国の交付金は素案までの報告であれば可能という内容なものですから、今年度中に、まず素案を確定させていけるようなスケジュールで考えまして、最終的には年度が明けてからパブリックコメントを踏まえて計画の成案をイメージしていく予定になってございます。

○横田委員

出足がおくれていましたので、なるべくスピード感を持って、早期に各事業者たちと議論をされて、しっかり小樽市の公共交通網を形成していただきたいと思っております。

◎貸出ダンプ制度の転回場について

それから、もう 1 点、貸出ダンプ制度の話がありましたが、申請方法を見直したということです。ほかにもたくさんあるのかと思ったのですが、1 点だけ、転回場があります。あれは排雪路線の中に 1 カ所と聞いておりましたけれども、例えば短くても長くても 1 カ所なのかという、数百メートルあるところに 1 カ所だと、いろいろな支障もあるような話も聞いておりますので、例えば 100 メートルで 1 カ所だとか、いいのかどうかはわかりませんが、長いところには何カ所かということではできないのかと思いますが、いかがですか。

○（建設）建設事業室木村主幹

貸出ダンプ制度の転回場の件なのですけれども、現場の利用状況、距離の長いところ、または短いところ、それぞれ、皆様、申請上あるのは、私どもも理解はしております。その中で、何メートルであれば 1 カ所で大丈夫なのかとかいう部分に関しまして、現場の幅員や勾配、その辺をもろもろ含めまして、いろいろな状況があると思しますので、今冬につきましては、現場の利用状況等を確認させていただきながら、その中で検討していきたいと考えております。

○横田委員

我が党に町会長が何人かいて、私の町会は、転回場までの距離がとても長くて、何とかならないだろうかという話をしておりましたのでお聞きしましたが、今の答弁ですと、今冬しっかり検証・確認をして、必要などころにはふやしていただけるというような話ではないかと思っておりますので、しっかりと確認をお願いします。

◎貸出ダンプ制度の輪番制について

もう一つ、貸出ダンプ制度で、昨年、一昨年だったか、輪番制でトラックに番号をつけるような話が出て、それは、一度ペンディングにしたようではございますけれども、これはもう完全にやらないということではよろしいのですか。

○（建設）建設事業室木村主幹

輪番制につきましては、平成 27 年度に、一度そういう素案という形で示した経緯があるとは思っておりますけれども、あくまでも私どもといたしましては、ダンプトラック組合が、4 組合ありまして、4 組合の合意のもとで行うというのが、最低条件ということで考えておりました。その 27 年度の時点で 4 組合の合意が図られなかったと聞いておりますので、その時点で私どもといたしましては、この件に関しましては、現在の検討内容としては考えていないということで考えております。

○横田委員

輪番制はやらないと、考えていないということで確認をさせていただきました。

◎除排雪について

それでは、除排雪についてなのですが、ただいまも報告をいただきましたし、本会議や予算特別委員会でも、除

雪の改善について、市長からの答弁もありましたし、いろいろとありました。

私は、先ほど報告があったことをしっかり頑張ってくださいという趣旨なのですが、ただ、これまでの平成 27 年度からの除排雪が、市民の皆様には、もう、さんざんだったわけです。なぜ、除雪、排雪がそのようになったのかということが、本会議でも出ていました、しっかり検証させていただくという話でしたけれども、私が答弁をいただきたいのは、これからのことは、先ほど言ったようにしっかり頑張ってくださいけれども、今までの除排雪、特に排雪がこれほどひどかったというのは、私も 20 年間議員をやっていますけれども初めてです。市民の皆様も長い間このようなことはなかったと言っています。この分析されている要因と言いますか、しばしば出てきていたけれども、改めて建設常任委員会でお聞きしますけれども、除排雪が停滞し、市民からの苦情が多かった、こういうことの一の原因と言いますか、それはどのようなものであったのかお尋ねいたします。

#### ○（建設）建設事業室片山主幹

除排雪の苦情が多かった理由のお尋ねかと思えますけれども、横田委員も御指摘のように、特に排雪の市民要望、苦情が多かったと認識しております。

この主な原因としては、市による排雪の判断のおくれが主な原因かと思っておりますけれども、さんざんな除排雪という評価もありますので、今冬の除排雪については、作業の状況を見ながら、これまでの除排雪の作業の検証を行ってまいりたいと考えております。

#### ○横田委員

除雪対策本部等が、組織的に何か誤ったことをやられたのか、議会等でいろいろと指摘がありました。そういったことに対して、きちんと立ちどまって、あるいはいろいろと検討を重ねてやっていただければ、こんなことにはならなかったのではないかと思います。

昨年か一昨年の除雪説明会に私も出ましたけれども、そのときに小学校の通学路が、入学式のときに、全然排雪できていなかったという話もしました。その町会の方が、余りにひどかったので、除雪対策本部に電話をしたら係の方が、排雪については市長が 1 人でやっているの、前市長です、やっているの、私どもはわかりませんと返答したらしいのです。これは電話をかけた人に聞きました。ですから、何か行政としての組織の機能がうまく働かなくなったのかと思っております。繰り返しで申しわけないのですけれども、市長も組織の改革をやったり、除排雪のいろいろなことをしっかりやるという答弁でしたので、ぜひ新しい組織で頑張ってくださいと思います。春になったら、ことしはよかったという市民の皆様の声を期待するところであります。

#### ◎小樽市のまちづくりについて

次に、少し大きな話になるのですが、小樽市のまちづくりをこれからどうしていくのかという視点で、答弁をいただきたいのですが、国土交通省の「中心市街地再生と都市計画のあり方に関する論点」という資料がありまして、人口はどんどん減っていつているわけです。ことし、東京都に流山市の元市長が講師で来た際に、その話をよく聞きましたところ、流山市は若干人口が伸びているようです。これは首都圏だとか、いろいろな交通の便利さだとかがあることだと思いますけれども、多くの都市はやはり人口が減少しているのです。この講師が言われたのは、今後、人口が伸びる要素はまずないと言っていました。というのは、国民の年齢構成が、子供を産める女性の方が少なくなってきているから、劇的にふえるということは絶対ないと、だんだん少なくなってくる、それでは、そういう状況の中で、どのような都市計画をしていくのかということなのです。

建設部だけではなくて、ほかの、いろいろな部署も絡むことでしょうけれども、これについてどうですか。人口減少に対して、このようにやっていくのだという考えとか、まちづくりはどうですか。

#### ○（建設）都市計画課長

人口減少問題に関しては、今後の都市計画において、かなり重要な部分と認識しております。人口減少の進行につきましても、市街地の人口密度の低下や、人口の偏りを招くこととなりまして、商業や医療、公共交通などの都

市を支える機能が低下していく。さらには行政サービスも非効率が悪化されまして、さらなる人口の減少も懸念されるような状況となっています。そうした中では、都市計画といたしましては、将来の人口規模に見合った市街地の適正な範囲とか、あとは都市機能の適正な配置、そういったものを今後詳細に検討していきたいと考えております。

#### ○横田委員

##### ◎都市のストック化について

自治政策講座というものがあるらしいのですが、そこで、今言った、全くそのとおり、「人口減少時代における都市計画のあり方」という講座があるのです、都合で行けないのですけれども、都市を畳むという概念のようです。見出しのところを読ませてもらうと、「人口が減少していく時代の都市計画は、確実に将来が見えるだけ描きやすいと考えられる」。確実に減っていくということなのです。「密集していた都市空間があいたときに公共的に役立つものにしていく発想が問われている。都市を畳み、必要などときには広げていく。この時代の、人が住み生きるまちづくりとして新たな都市計画とは何かを示す」という、非常にこの講座には行ってみたいのです。

いろいろな考えがあるから、いかに、インフラを小さくするだけではなくて、都市のストック化という言い方もしていますけれども、都市のストック化については、どうですか。

#### ○（建設）都市計画課長

ストック化、恐らく都市施設とか、そういった既存施設の有効活用的な部分になるのかとは思いますが、そういったものに、当然、都市施設、駐車場とか、あとは道路とか、そういった今後検討していく都市ストックがございますので、そういったものもあわせて、今後将来のまちづくり案を検討していきたいと考えております。

#### ○横田委員

都市ストックとは時代を越えてと申しますか、いつの時代でも利用できる質の高い都市施設、あるいは空間であるということですか。ストックというか、在庫みたいなことなのでしょうけれども、経済ではそういうことで、こういった建設の部分では、社会資本だとか民間の施設ももちろんですが、コンパクトシティとは、また言い方が違うのでしょうか、そういうものをしっかりやっつけていかなければだめだということだと思います。

今、都市計画課から答弁がありましたけれども、どのように人口に合ったまちづくりを進めていくのかと言うと変ですが、具体的に言っても当然まだないです。何か、このようにやっていって、いわゆる人口が少なくなったときにもしっかりと対応できる、サービスを低下させない、しかし既存のインフラだといろいろな経費がかかるわけです。何かこのような方向でいきたいというのがもしあれば、建設部長からでも答弁をいただきたいです。

#### ○建設部長

本当に今、具体的な答弁をできないのですけれども、今、国でコンパクトシティの話も出ていますが、人口が減っていく中で、どうしても行政区域というのは変わらない中で、行政サービスの維持をしていくということになりますと、人口減でやはり税収も減っていく。限られた財源でどうやってサービスを低下させない形でやっていくのかというのは、我々の行政の課題になっていくのかと考えております。

そういった中で、例えば仮にですけれども、持っている行政施設、市の持っている施設をもう少し、例えば公共交通に近いところに持っていったりとか、そうやって利便を図るとか、そういった形の中でいかに利便性を図っていく、効率的な利便性をどのように図る必要があるのかというのは、視点として重要になっていくのかというのは考えております。

また、よく言うこれから人口減少の中で、大きい課題の中で、どうしても小樽市の場合は、少子高齢化が進んでいますので、やはり子育て世代の住居といいますか、住んでいただくため、そういった環境をよくするためにも、建設部としての公園の維持もありますので、そういった住環境の整備というのもあわせて行っていく必要があるのではないかと考えております。



## ○横田委員

そのとおりだと思いますし、そのようになっていただきたいと思います。

この項、最後になりますけれども、長野県小諸市は、縮小して勝利すると、そのようなキャッチフレーズでまちづくりをやっているようです。今後、今言ったようなまちづくりをしていくには、全ての関係者、自治体も経済界もそうでしょう、いろいろな方々もそうでしょうけれども、将来の人口規模に見合う持続可能な都市像の実現にコミットした、どこまで着実にそれをやっつけていけるのか、調整ができるのかということでしょうか、そういった点が最終的な地域の価値を左右するとなっているのです。だから間違ってしまうと、そのまちの衰退もそこに帰属してしまう。既存の施設やインフラを現状と同じ状態で存続させるのかと、そのようなことはもう多分できないと思いますが、それとも廃止するのか、あるいは場所が現在地のままでいいのか、移転させるのか、それは建設部長からも答弁がありましたけれども、長期的に維持管理コストが負担できるようなそういったまちづくりをしていただきたい。

大きい話で申しわけないですけれども、これも小樽市だけでもできないし、だから北海道、あるいは国の力もかりなければならないのかと思いますけれども、都市は移動することはないけれども、住民は、どこに住めるか選択できるのです。ですから、本市がしっかりとまちづくりを頑張っていくと住民は住んでもらえるし、そうでなければ、どんどん、例にとっていいのかわからないけれども、夕張市は一生懸命、鈴木市長が、頑張っていますけれども、やはり人口はどんどん減っていくわけです。

最後にこうやって結んでいます。縮小、要するに人口が小さくなるのを嫌悪せず、嫌がらずに、にぎわいをつくることを、そういうことができるまちづくりをしてくださいということなのです。ぜひ、しっかりと計画を立ててやっていただきたいと思います。

都市計画課は、先ほど答弁があったけれども、全体の都市計画というよりは、例えばいろいろな制限をかけたりだとか、そういったことだと具体の事案に対することだと思いますので、どこなの、まちづくり推進課がやるのでしょうか、あるいは庁内のいろいろな政策検討会議でやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

## ◎中心市街地の再々開発について

最後になりますけれども、先日、中心市街地の再々開発の協議会、組合だったか、改めて新市長に中心市街地活性化基本計画の策定を求める申し入れがあったと思います。この計画を策定すると補助金が出るようになるのでしようけれども、前にも出しているのです。昨年の 10 月に結成されたと思いますが、その直後に多分出したのですが、それは何か協議したり、議論したり、検討したり、何かに反映させたりということはありませんか。

## ○（建設）まちづくり推進課長

小樽駅前第 1 ビル周辺地区の再開発の準備組合からは、昨年の 11 月に要望書という形でいただいております。

その要望事項の中に一つ、中心市街地活性化基本計画の策定をという要望がございましたけれども、第 3 ビルの再々開発を行ったときに、このタイミングのときに同計画を策定して、その計画の中の事業の一つとして、第 3 ビルの再々開発というのも入れてございました。その事業を位置づけたことによって、国の交付金の対象となったということがございました。

昨年 11 月にいただいた要望の中では、この計画、第 3 ビルのときは平成 20 年から 25 年の間の 5 年計画ということで一旦終了をしておりますけれども、第 1 ビルの再々開発に向けて、当計画の、二次計画の策定の要望という要望でございました。

これを受けて何か動きがあったかということですが、現在、平成 25 年に計画を終了して、新たに、また二次計画をとりましますと、当時の第一期目の計画の結果がどうであったのかというところの検証を、計画の効果があつたかどうかというところが、まず同じことをやろうとすると、同じ二次計画ということでやっつけていけるかどうかというあたりが一つと、それから、そのほかの支援策というものもございますので、それらをあわせて検討してい

く必要もあろうかということで、実際、具体的に何か動いたかということ、そこまではなかったわけですが、そういった背景もあったということがまず一つあるかと思います。

○横田委員

結局、昨年は、要望をいただいたけれども、特に動かなかった、動けなかつた、いろいろと今、説明がありましたけれども、難しいことももちろんあるのでしょうけれども、今回、また改めてこられたわけです。この第1ビルの再開発、それから第2ビルも、第1ビル、第2ビルともに打診してアウトだったわけです。駅前の広場は、前にもいろいろな人が言っていますけれども、交通がふくそうしており、人の歩きとか、そういったものも非常に極めて、動線がおかしいとか、いろいろな指摘があって、要するに駅前の広場の整備をきちんと早く進めていただきたいというのが、私どもの意向です。

当然、第1ビルの、今の準備組合から来ているものも含めて、あるいは病院のミッションもありますけれども、野口病院をどこかに移転とかという話も昔あったのだと思います。そして、準備組合はそれを早くやろうということです。そういう絵も描いているようですけれども、結局、再開発をやったわけです、前に。またこの再々開発をやるということについて、これは大丈夫なのですか。国の支援だとか、その他は、大丈夫なのですよ。

○（建設）まちづくり推進課長

第3ビルの再々開発を行ったときに、やはり一度、再開発をやったところをさらに再々開発できるかどうかということで、いろいろと課題があったわけですが、そのときに大きな課題といたしましては2点ほどございまして、まず法的にクリアできるかどうかということがございまして、通常の再開発の条件がそろっていること、これは法的要件ですけれども、これは都市再開発法に定める要件として要求されるものでございまして、例えば、区域内の既存の耐火建築物の建築面積の割合が一定以下であるとか、また、耐火建築物の敷地面積の割合が再開発区域の全宅地面積の割合の面積に対して一定以下であるとか、そういった要件があるのでありますが、ほかにもあるのでありますが、そういった法的要件をクリアするということがまず一つです。

それからもう一つは、国や北海道との協議事項の中での課題でございましたけれども、現状の施設建築物の維持・管理に支障が生じていること、2点目としては、改修によっては有効な活用を図ることが困難であるということです。それから、既に建築後、相当の期間を経過している建物であるということ。さらに都市機能の更新という新たな利用が行われるということ、この四つの条件といいますか、課題整理が第3ビルのときにはございまして、これらの課題を整理した中で第3ビルの再々開発が実現可能になったと認識してございます。

今後、第1ビルの再々開発に当たっては、まず法的要件をクリアするというのは、第一前提条件であるかと思いますが。その他の協議事項といたしましては、第3ビルのときの課題点というのは、想定はされるのですが、これは協議の中で全く同じということではなくて、別の附帯条件が生じたり、別の課題が考えられたりとかいったことがありますので、この辺は関係機関との協議の中で課題を洗い出し、整理をして、解決の方向に向かうということが必要になるかと思っております。

○横田委員

法的なことは当然ですよ、これはクリアできなければできないのは、当然ですが、四つ言われた、維持管理に支障が出ているとか、それから年数がたっているとか、そういうものは、もう、ぴったり当てはまると思いますので、第1ビルのみにかかわらず、小樽駅前広場のことも含めて、検討会はあるのですよね、検討委員会みたいな、何年前にできたのか。小樽市とか駅ビルとか交通事業者も入ってやっているのでしょうか、できるだけスピード感を速めてやっていただきたい。

最後になりますが、公益社団法人全国市街地再開発協会というものがございまして、これは公に近いところでしょうけれども、ここに入会すると、いろいろな相談だとか、いろいろなメリットがたくさんあるのです。大体こういうのはコンサルタントで高いかと思ったら年会費8万円だそうです。そして、いろいろな支援もしてもらえる、都

道府県はほとんど入っていますし、北海道だと札幌市が入っています。このようなところに入って、情報及びノウハウなどの提供もやっていますし、事業相談をやっていますので、入れとは言いませんけれども、いろいろと情報収集をして、今後の小樽駅前の、小樽の顔をしっかりと頑張っていたいただきたいと思います。答弁はいりません。

**○委員長**

自民党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

---

**○高橋（克幸）委員**

**○地域公共交通網形成計画策定の状況について**

それでは、報告を聞いてということで、何点かお聞きいたします。

まず、地域公共交通について報告がありました。先ほどの質問でも出ていましたけれども、まずコンサルタントに原案の作成を発注されていると思いますけれども、現状どういう状況なのか示してください。

**○（建設）建設事業室角澤主幹**

今回の地域公共交通網形成計画策定に当たりましては、6月に入札で日本データサービス株式会社というところに決定して事業を進めております。

先ほどの報告の中にもありましたが、7月から8月にかけてアンケート調査を行った部分がございます、こちらをまず業者にやらせております。その結果、8月中に調査が終了し、現在集計に入っております、これも先ほどの報告にございましたけれども、8月末の協議会では、アンケートの中間報告ということで、全体的な数値をもとにした集計結果ということで、取りまとめの報告を協議会でしているところでございます。

その後、今度は地区ごとの分析に今入っております、まだこちらは集計中でございますけれども、それが、おおむね今月中をめどに地域ごとの分析結果が出てくるというような予定となっております。同時に計画の骨子というものも、今策定作業に入っております、こちらは、今はまだ手元には来ておりませんが、そちらも同時並行で今進めているということで、その報告が近日中に上がってくるのを待っているというような状況でございます。

**○高橋（克幸）委員**

先ほど、スケジュール感の質問があつて、年度内に原案を建設常任委員会で示せるということでいいのですか。

**○（建設）建設事業室角澤主幹**

2回目の協議会につきましては、先ほども報告でございましたが、11月の下旬に予定をしております。この段階では、まだアンケートの地区ごとの分析結果ということで、まず一つ報告させていただきたい。そして、もう一つの議題のイメージとしましては、計画の中に盛り込む基本目標や施策の検討を2回目の協議会で想定してございますので、最終的な素案を協議会で示していくという形になるのは、年明けのおおむね2月ぐらいを今のところは予定しているのですが、そこで素案を示していくというようなスケジュール感を持ってございます。

**○高橋（克幸）委員**

以前の建設常任委員会でも指摘しましたが、他都市では、その現場内の中で、原案ができてから半年以上もむのです。いろいろな意見、それから他都市の例も含めて、自分の市で一番最適、合っているものは何かということをしっかり形をつけて出していきますので、その辺は、確かにスピード感が必要ですが、きちんとした把握をして、それなりのものを出していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。いかがですか。

**○（建設）建設事業室角澤主幹**

高橋克幸委員のアドバイスを受けまして、そのような形で進めてまいりたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

◎貸出ダンプ制度の見直しについて

次に、貸出ダンプ制度の見直しについてです。

先ほども議論がありましたけれども、私はこの急激な制度変更のときに議論をさせていただきましたし、指摘もさせていただきました。一つは、本来であれば、制度変更をするのであれば、今年度は説明だけをして、理解を得て、次年度からスタートすべきだということを話しました。なおかつ、急激な変更ではなく、数年をかけて徐々に納得をしてもらいながらやるべきだと、この2点を指摘しましたし、意見として話をさせていただきましたけれども、議会議論、そして議員のそういう意見を一切無視して急激にやってきたわけです。そのしわ寄せが今来ているのだろと思っています。私は行政として、こういう制度のあり方は問題だと思っていますし、あのときに指摘しましたけれども、今もそう思っています。なので、この点について、やはり行政としては問題があったのだという認識でよろしいかどうか確認させてください。

○（建設）建設事業室木村主幹

貸出ダンプ制度の制度の変更につきまして、急激な制度変更を行いまして、利用者の皆様への周知も不足し、私どもといたしましては、大変混乱を招いたと認識しております。

今後につきましては、制度自体、市民の皆様が利用しやすい制度となるように、今冬の検証や現場の利用状況の確認を行いまして、利用者の方々の意見も聞きながら、制度自体の見直しを含めまして検討していきたいと考えております。今後につきましては、制度を変更する際は、利用者の方々への事前の説明をしっかりと丁寧に行いまして、周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

これは、議論はしませんけれども、市長もしっかり受けとめていただいて、直さなければならないところがあるのであれば検討していくという答弁も本会議場でありましたので、やはり皆様方は技術屋ですから、しっかりとそういうポリシーを持って仕事をしていただきたいと思います。

◎除雪計画について

次に、除雪計画についてです。

除雪の大前提でお聞きしたいのですが、今年度も小樽建設事業協会から要望書が出されております。これは何回も出されるたびに、私は議論をしてきました。建設部長ともいろいろやりましたけれども、今回我が党の千葉議員の代表質問で、市長もこの要望を真摯に受けとめる、そういう答弁です。市民の皆様にも納得していただける除排雪を目指してまいりたいという答弁でした。

私が聞きたいのは、この3年間、業者との関係で信頼構築が全くできませんでした。私はできなかったと思っています。再構築をしていくために、この要望を受けて市長もこういう答弁をした。では、具体的に建設部として、どういうふうに再構築をやっていくのか、信頼関係です、それについてお答えください。

○（建設）建設事業室片山主幹

除雪事業者との信頼関係の再構築ということでございますけれども、昨年度、ステーション会議というのは1回も開かれてございませんけれども、今後につきましては定期的にステーション会議を開きまして、除雪事業者とのコミュニケーションを図りながら、いろいろな意見も出ようかと思っておりますけれども、そういう意見をお聞きしながら今後の作業、それから除排雪のあり方について検討してまいりたいと考えてございます。また、除雪のステーション会議以外でもあらゆる場面、現場に行ったときとか、お会いする機会もあると思っておりますので、そういう機会も利用していろいろと話していきたいと思っております。また、今冬の除排雪作業が終わりましたら、反省会等も開いて、今後の作業に活かしていきたいと考えてございます。

## ○建設部長

実は、今回、最初に少し説明をさせていただきましたけれども、人事異動、組織改正の中で、除雪対策本部の事務局の体制というのは、やはり各事業者にある程度の権限を与えていかないと成り立たない仕組みになっております。そういったことも踏まえて、しっかり、これから入札等がありますので、業者が決まり次第、きちんと、要は今冬の除排雪について、ことしどうやってやっていくかという部分は事前に、これから打ち合わせをする予定をしているところであります。また、建設事業協会からは、雪以外でも、例えば今回の災害等もありましたので、雪以外でも定期的に意見交換をしながら、何か一緒にできるものは協力をして行っていきたいという話をいただいておりますので、こういった意見交換等は定期的に行っていききたいと考えております。

## ○高橋（克幸）委員

今後はスムーズにできると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

## ◎今冬の排雪量の考え方について

それで除雪計画について、2点確認をさせていただきます。

1点目は、4番目の（1）です。「バス路線、小中学校周辺の通学路など主要な路線を優先した排雪」となっています。具体的な数字でいけば、34万立方メートルから50万立方メートル、16万立方メートルふやしますということですが、では、具体的に、この通学路のどういう試算を、積算をしてこの数字になったのか、根拠を示していただきたいと思ひます。

## ○（建設）維持課長

今冬の排雪量の考え方につきましては、基本的に過去5年の排雪量の平均値を用いて50万立方メートルとしたところであります。この増加分の16万立方メートルにつきましては、現時点の積算上、通学路の排雪で約5万3,000立方メートル、それから主要交差点の雪山処理とか、観光に配慮した排雪で約2万1,000立方メートル、それから、その他バス路線とか、ここ数年対応できていなかった路線の排雪ということで8万6,000立方メートルを想定して積算したところであります。

## ○高橋（克幸）委員

次に、③です。「観光に配慮した排雪路線を増加」ということになっています。増加はいいのですが、私は、逆に強化をしていただきたいと思ひています。特に小樽駅前通りからずっと港にかけての観光客が一番通る道路、毎年のように市民の方からも言われましたし、観光客の方からも言われましたけれども、観光客がこんなにたくさん来るのに、なぜ、あのような真っ黒い雪をいつまでも山にしておくのだという話をもう何人からも言われました。小樽の顔である観光に配慮したという、この文字面がうそのように感じるぐらいでした。なので、観光に配慮したと書くのであれば、一定程度、工夫をしながら、上限があるのはわかりますけれども、あそこの路線だけでもきちんとやっていただきたいと思ひますが、いかがですか。

## ○（建設）維持課長

確かに、高橋克幸委員の御指摘のとおり、小樽駅前の中央通につきましては、雪山が高くなった場合には、砂の散布路線でもありますので、どうしても砂がまざるということになります。

ただ、中央通につきましては、観光客の皆さんが多く往来するところでございまして、本市の顔である路線であるものですから、今冬の雪山状況とか道路幅員をよく見きわめながら、しっかりとした作業対応に努めてまいりたいとは考えております。

## ○高橋（克幸）委員

ぜひ、よろしくお願ひします。

## ◎陳情第20号高速道札樽道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方について

質問を変えます。陳情第20号について、質問というか、要望というか、お願ひです。

今回、市長・議長宛に新しく陳情第 20 号の要望 3 の追加説明というのでしょうか、補足説明のようなものが出てまいりました。

それで、一読させていただきましたけれども、2 枚目の経緯、現状、この経緯について、これは向こうからの情報ですので、では、本市では、これを確認する術があるのか、資料があるのかということ、もう大分古い資料、昭和 48 年ですから、どこまで残っているかわかりませんが、1 回、これに関する資料を調べていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○（建設）用地管理課長**

ただいま質問のありました資料の件なのですが、今後、経緯がわかる資料があるのかどうかも含めて、各担当課で調べていきたいと考えておりますので、少し時間の猶予をいただきたいと思っています。

**○高橋（克幸）委員**

では、資料が出てきてから、また、これは議論をさせていただきます。

**◎水道施設のインフラ整備について**

次に、水道施設のインフラ整備ということで、防災関係です。

今回、大きな地震のときにブラックアウトという大きな停電がありました。幸いにも、上下水道は何とか使えるようになっていて、大変、職員の皆さんも苦勞をされたかと思ひますし、敬意を表したいと思ひます。

それで、どういう状況であったのかというのを確認させていただきたいと思ひます。

上水道、下水道、それぞれで確認させていただきますけれども、浄水場の施設数、それから下水道の処理場の施設数、それから自家発電をそれぞれ設置されていると思ひますので、自家発電設備にどれぐらいの燃料が入っていたのか、備蓄されていたのか、どのぐらいの時間、1 回の給油でもったのか。

それで 1 日半、2 日近く停電していましたので、その辺の流れを示していただきたいと思ひます。

**○（水道）浄水センター所長**

初めの水道施設でございますが、浄水場が 3 カ所、配水地点は 35 カ所、ポンプ設備を有する施設が 12 カ所でございます。その中で、自家用発電機を有する施設が 7 カ所でございます。

また、自家用発電機を有する各施設が、満タン時の運転時間について言いますと、天神浄水場が 16 時間、豊倉浄水場が 7.6 時間で、銭函浄水場が 15 時間、於古発送水ポンプ場が 5.5 時間、春香送水ポンプ場が 16.4 時間、春香第 2 送水ポンプ場が 18.8 時間、樽川配水ポンプ場が 15.5 時間となっております。

また、各施設のポンプの容量でございますが、初めに、天神浄水場が 700 リットル、豊倉浄水場が 490 リットル、銭函浄水場は 490 リットル、於古発送水ポンプ場が 95 リットルで、続きまして、春香送水ポンプ場は 490 リットル、春香第 2 送水ポンプ場は 900 リットル、樽川配水ポンプ場が 900 リットルとなっております。

また、震災当日でございますが、9 月 6 日の当日、早朝、給油会社に連絡をいたしまして、各浄水場、ポンプ施設に給油を開始しております。

それで、9 月 6 日から 7 日まで最大 1 カ所につき 4 回の給油を行ったことがございます。

**○（水道）水処理センター所長**

続きまして、下水道施設につきまして、現在、施設数としましては、処理場に関しては 3 カ所、ポンプ場に関しては 13 カ所、マンホールポンプ場に関しては 78 カ所でございます。

そのうち、自家発電機を有しているものとして、処理場が 3 カ所、ポンプ場が 10 カ所でございます。

あと、何時間燃料がもつかにつきましては、燃料が満タンと仮定して試算したのものとして、処理場に限らせてもらいますけれども、中央下水終末処理場が 12.7 時間、銭函処理場が 16.6 時間、蘭島処理場が 15.6 時間となっております。

あと、燃料の備蓄に関しては、その当時の燃料数に関しては、詳しいものは調べてございませんでしたけれども、

燃料満タン容量として、大体そのぐらいになっていると仮定して、燃料容量として、中央処理場が 1 万 2,980 リットル、銭函処理場が 4,490 リットル、蘭島処理場が 490 リットルとなっております。

また、各施設の給油回数でありますけれども、中央処理場で 4 回、銭函処理場で 2 回、蘭島処理場で 1 回となっております。

また、当日の燃料への給油の流れにつきましてですけれども、最初は、維持管理の受託会社でしておりましたけれども、途中から水道局からの発注というか、依頼になりまして、これにつきましては災害対策本部に協力関係のある給油会社のあっせんを依頼して、その給油会社に水道局から給油依頼をしたところであります。

#### ○高橋（克幸）委員

それぞれの箇所、時間も、それからリットル数もばらばらなのですけれども、基本的には、満タン状態なのです。

それで、数値がそれぞれ違うというのは、これは設置基準とか、指針とかというものはあるのですか。

#### ○（水道）整備推進課長

自家発電設備の燃料の基準になりますけれども、水道施設につきましては、水道施設設計指針におきまして、一般的には、電力会社の事故に対しては、最小 10 時間程度運転できる貯蔵量とし、地震などの災害に対しては、24 時間以上の運転ができる燃料を貯蔵するのが望ましいとなっております。

また、下水道施設につきましては、設計基準、機械・設計品におきまして、燃料の容量は、通常、12 時間程度を見込むとなっております。

#### ○高橋（克幸）委員

そうすると、今回の場合でいけば、要するに想定以上の停電が続いたということです。

契約しているところの給油が当然できたということでよかったと思うのですけれども、もし、それ以外に、例えば夜中になってしまったとか、契約をしているところの燃料が底を尽いてしまったとか、というようになった場合には、もうこれはアウトということになりますか。

#### ○（水道）水処理センター所長

ただいま質問がありましたとおり、現在、契約しているところ、あるいは、あと災害対策室からあっせんされて、給油会社が 4 社ほど指定されたのですけれども、そちらで、もう要請に応えられないということであれば、その時点で燃料が尽きてしまうと考えております。

#### ○高橋（克幸）委員

今回のことを考えれば、最低でも 2 日間という課題があったのか。48 時間分の確保というのが、これからの課題になるかと、最低です。そう思うのですけれども、今後、この自家発電の燃料についての契約の方法とか、送達の方法とか、いろいろと今回で課題があったと思いますけれども、どのように検討していこうかと考えているのがあれば、示していただきたいと思います。

#### ○（水道）次長

今の燃料の関係で質問がございましたけれども、基本は、最低でも 48 時間程度、何とかしたほうがいいのではないかと意見なのですけれども、先ほど、担当から説明があったように、各施設によって給油時間がばらばらでございます。

それで、水道局としても、うちの水道施設設計指針でいけば、最低でも 12 時間から 1 日、24 時間分。これについては、将来的には、そのように給油量をふやしていかなければならないのかとは思ってはいますけれども、そうすると、すぐ対応できる話でもございませんので、まず給油体制について、小樽地方石油協同組合とも協力しながら強化を図っていきたいと思っています。

それで、今回の事例に関しまして、特定の業者なのですけれども、何かあった場合、すぐ連絡をとれるような体

制もってございますので、ある程度は、給油は確保できるのかとは考えてございます。

○高橋（克幸）委員

できるだけ穴がないようにといたしますか、きちんと協議するなり、契約するなり、協定を結ぶなりして、今後の対策として、十分検討していただきたいと思います。

◎上下水道ビジョンについて

次に、上下水道ビジョンについて伺います。

現在の上下水道ビジョンは、平成 30 年度で終了ということで、今鋭意、原案をつくられていると思いますが、現状を説明してください。

○（水道）主幹

（仮称）第二次小樽市上下水道ビジョンの進捗状況でございますけれども、現在、経営戦略、あと、末尾の資料編、経営戦略を見てから作成する料金システムの充実の項、これを除いた形で取りまとめを行っております。

しかし、今回の地震による課題であります広報活動、あと発電機や燃料確保などにつきまして、追加が必要になるのではないかとということで検討を行っております。

平成 30 年第 1 回定例会の当委員会で、素案を第 4 回定例会で示したい旨を報告しておりましたけれども、上位計画であります総合計画との調整が必要でありますので、改めて第 4 回定例会でスケジュールなどについて、報告をさせていただきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

資料がないので、余り具体的な質問はできませんけれども、次の上下水道ビジョンの、要するに柱、目玉というのはどういうものがありますか。

○（水道）主幹

次期上下水道ビジョンの目玉になりますけれども、経営戦略というところが一番の目玉になるかと思えます。中長期的な経営戦略を立てまして、これに基づきまして、今後、次のビジョンの期間、10 年間ですけれども、ここについての内容を盛り込んでいく形になろうかと思えます。

○高橋（克幸）委員

では、これは、また違う機会に質問をさせていただきます。

◎空き家・空き地対策について

次に、空き家・空き地対策について、何点か伺いたいと思います。

まず、以前に調査された数字でも結構なのですが、現在の空き家戸数、それから危険な空き家についての戸数をお知らせください。

○（建設）山岸主幹

全市的に行った空き家実態調査、これは平成 27 年度に行っておりますが、そのとき、市内の空き家は 2,423 軒ありました。

それで危険な空き家が、そのとき、カウントしたのが 386 軒です。

ただ、その平成 27 年度から 3 年たっておりまして、新たに建設部に相談があったもの、新規で相談があって、その空き家実態調査になかったものというのが 139 軒ありました。

また、その空き家 2,423 軒のうち、これは解体されたものもあります。それが 193 軒ありました。

まだ、例えば売却されたものとか、新たに空き家になった数は、押さえていないものですから、トータルな空き家ということにはなりません、データとして押さえている空き家の数は 2,369 軒でございます。

そのうち、実態調査で 386 軒あったのが、危険な空き家です。それが、現在はデータとして押さえているのは、376 軒ということでございます。



○高橋（克幸）委員

この空き家に関しての相談窓口が 2 年前か、3 年前にできたと思うのですが、いろいろな相談があると思いますけれども、それぞれ各年度の件数と主な相談内容について、示してください。

○（建設）山岸主幹

空き家に関する相談件数と主な内容ということですが、平成 27 年度については 201 件、平成 28 年度が 202 件、平成 29 年度も 202 件、今年度につきましては、きょう現在まで 91 件であります。主な相談内容につきましては、やはり一番多いのは、空き家からの落雪や雪どめに関するところでございます。

その他、建物の倒壊や材料の飛散、防犯などに関すること。それから、空き家の敷地にある木や雑草に関すること。それと、その他処分や解体等に関する相談というのが主な相談内容でございます。

○高橋（克幸）委員

結構な相談があるのです。

それで市に来た、そういう相談内容について、どのように対応しているのか、その対応の内容について、示してください。

○（建設）山岸主幹

それぞれの相談内容によって、対応は違う部分もあるのですが、主に苦情的なもので来た場合は、まず、その現地を確認しまして、相談者が言っている内容が本当なのか確認します。

それから、その写真、現状の確認をいたしまして、それとともに所有者調査を行います。空家等対策特別措置法ができて、登記簿の情報だけではなくて、税の納税、管理者の情報とか、戸籍が追えるようになりましたので、所有者、相続人も含めて最後まで追うことができるようになりましたので、その所有者が確定しましたら、その所有者に対しまして、相談者から来た内容の改善の依頼を写真とともに送って、手紙、または、市内にいる場合は訪問したりします。

そこで、所有者が対応してくれた場合は解決になるのですが、結構な場合において、所有者がノーリアクションといいますか、全く連絡も来ない場合がございます。電話番号案内 104 で電話番号を検索しても出ない場合というのは、手詰まりになってしまいます。

その場合は、次のステップに行くのですが、空き家の状態が、もうまさにその近隣に悪影響を与えているというのが、確認できるものである。悪影響の度合いにもよりますけれども、これにつきましては、空家対策特措法による特定空き家等に認定することになります。

特定空き家と認定した後は、法による措置ということになりまして、助言指導から始まりまして、勧告、命令、最終的には、行政代執行という対応をとっていくということでございます。

○高橋（克幸）委員

それで、今まで 700 件近く相談を受けていきていると思うのですが、割合として一定程度の解決に向かった、もしくは向かっているという数字はわかりますか。

○（建設）山岸主幹

今、手元にデータはないのですが、後で報告をいたしますけれども、恐らく 200 件のうち 60 件程度です。ただ、この解決というのもいろいろなものがありまして、例えば処分したい、解体したいとかというので解体してしまったものというのは、もうそれで終わってしまうのですが、例えば空き家の壁が飛散しそうだ、屋根が飛んできているというようなものは、一時的な対応として、釘を打ちつけたりはするのです。

ただ、これは、一時解決という形で建設部は捉えているのですが、また何年かしたら、また、空き家がある限り、空き家が活用されない限りは、抜本的な解決にはなりません。

ですので、今、相談が来ている、毎年 200 件のうち、解決が約 60 件ぐらいで、140 件ぐらいずつ残っていつい

るのですけれども、これに関して、プラスその解決したものも本当に解決しているかというのと、そうでないものがあるのが現状でございます。

#### ○高橋（克幸）委員

私のところにも相談が何件かあったのですが、例えばもう家が古くなって、隣の家が傾いてきて、自分の家のところにくっついてしまっているとか、それから、先ほど雪の話が出ましたけれども、雪が落ちてきて、居間の大きいガラスを破って、全部雪が入ってきたとか、そういうのは市でこうですよという話があるのですが、何点かあったのは、もう要らないのだ。市に寄付したいのだ。もしくは、持って行ってくれないかみたいな、家ですから持っていけないのですけれども、要するにどうしたらいいのかということ相談したいのだけれどもというのが、何点かありました。市にも紹介しました。

それで、Q&A等を恐らくつくっているかと思うのですけれども、いい物件であれば、不動産屋も黙っていないのですぐ動くのですけれども、私に相談があったのは3軒長屋で、真ん中の所有者ということでどうしようもない。隣にもらってもらえないという話もしましたけれども、もしくは、山の頂上とか、到底売れそうもないようなところが多いわけですが、では、そういう方々の対策としてどうすればいいのか。市が始めた解体するための補助のようなものは非常に有効だと思うのですが、なかなか金銭的に厳しいとそこまでいけないということもあるのです。

なので、もし、できるのであれば管理もそんなに必要がなくて、一定程度、これは求償してもいいかという、広げるような考え方がないかどうか、それを聞きたいと思ったのですが、いかがですか。

#### ○（建設）山岸主幹

今、高橋克幸委員のおっしゃっている内容は、かなりの数の相談が来ております。

まず、もう要らないから市でもらってくれないか、空き家、空き地も含めて、固定資産税を払っているだけだということ、そういう相談が来るのですが、市の契約管財課に照会をかけても、まず、どこかの課で使う予定があるということはありませんので、大抵、市で管理できませんのでもらうことはできませんという形になります。

ある程度使える物件というのはやはり活用を促していく。それから活用とか、売却です。そして、もう少し、やはり使いようのないものというのは、どうしてもそのままに残っていたら悪影響が出ますので、解体をしていくことを促していく。

その前に、その管理する意識の向上とか、予防保全的に空き家についての相談の受付とか、やはり、それぞれ、建設部としては取り組みをしていかなければならないと思っております。

それで、今年度は、固定資産税の納税通知書に空き家啓発文書を封入したのですけれども、結構これが、それを見たのだということで、建設部に相談が来ました。

それで、解決に至らないものも多々あるのですが、まずは、建設部が相談窓口ですというところで相談を受けまして、その空き家の解体については助成制度も含めて、助成が使えないものについては、解体業者から見積もりをとってあげたりとか、それから不動産業者、空き家・空き地バンクには載らないようなものなのだけれども、面倒を見られるかどうかというのを打診してみたりとか、あと相続の相談でしたら、弁護士が小樽市空家等対策会議にもいらっしゃいますので、弁護士からお聞きして、その内容を伝えるとか、法律相談に行っていただくとか、紹介するとかというところで対応はしております。

ただ、活用というところにつきましては、一つ大きな課題が今あると思っております、これにつきましては、今年度、不動産協会と協定の締結というのも考えております。それによって、建設部が持っている空き家データをうまく、空き家・空き地バンクというのはどうしても受け身的な制度なものですから、逆に、積極的に民間の力を活用して、どんどん活用の方策がないかというのを他都市の先進事例なども見ながら、今、取り組みを考えているというところでございます。

### ○高橋（克幸）委員

不動産協会との協定は、いいですね。1 歩進んでいるかと思えます。なかなか市役所だけ、内部だけの考え方、情報量だけでは解決できないことはたくさんありますので、ぜひ 1 歩でも 2 歩でも前に進めていただきたいと思います。

それで、一番気になるのは、やはり危険な空き家です。前も議論しましたがけれども、毎年、バス道路に雪が流れるのが、何件も、実はあるのです。そのたびに子供が埋まっていないか、雪が落ちた段階で埋まっていないかとか、消防の職員が来て、竹で一生懸命突っついて探したりしているわけです。

それで、できるだけ早く解体してほしいという近隣の要望もあるわけですがけれども、本市は、まだ制度が始まって、そんなに年数もたっていないので、行政代執行まで行っていないかと思うのですが、他都市の例でいくと、数件あるみたいですがけれども、状況を把握していただけますら示してください。

### ○（建設）山岸主幹

道内の件数でいきますと、行政代執行は室蘭市、豊浦町、旭川市の 3 件でございます。

それから、所有者不在により略式代執行、これは礼文町と歌志内市の 2 件でございます。

それで、最初に行った室蘭市なのですが、これは、空き家そのものもそうなのですが、空き家の敷地内にある擁壁が崩れて、隣家に被害がかなり出たというところで行政代執行に踏み切ったと聞いております。

そのほかの物件につきましては、どの程度の危険度が、何が原因かというのは押さえておりませんが、道内では、行政代執行 3 件、略式代執行が 2 件ということでございます。

### ○高橋（克幸）委員

それで、検討をお願いしたいのは、先ほど言った雪の問題です。どうしても、雪の問題で、必ずたくさん積もってからどっと落ちるわけです。心配しているのは、近隣の皆様もそうですけれども、もし事故があったら大変だ。罪もない子供たちが、もしあの下敷きになったら、高齢者が下敷きになったら大変だという思いの方々が非常に多いわけです。

それで全て解体ができないにしても、何がしかの方法はないのだろうか。雪が落ちないようにするとか、屋根を落として、その中に雪がたまるようにするとか、いろいろな方法があるのかと思うのですが、できるだけ費用がかからない方法で何かいい方法がないかと思っているのですが、その点についてはいかがですか。

### ○（建設）山岸主幹

落雪につきましては、空き家だけではなくて、住まわれているところからも落ちる場合もございます。

それである程度、毎年なところは、危険箇所につきましては注意喚起の看板、それから、その雪がかなり道路まで行きそうな場合とかは、トラロープなどで立入禁止区域のようなものをつくって注意喚起を行ったりしております。

また、通学路につきましては、教育委員会と連携してパトロール、建築指導課として、一緒にパトロールを行ったりしております。

ただ、そうは言っても、それは解決には至ってはいませんので、空き家対策としては、まず、やはり苦情が来て、落雪の実態が把握できて危険ということになれば、所有者に、まず雪どめの設置、それから業者への管理委託等々を促している。

それから、所有者がいない空き家があります。それで毎年、2、3 回雪が落ちて、消防が出動している物件というのは、実はあって、これも困ったものなのですが、その空き家についても所有者不在ということで、裁判所に、相続財産管理人制度という制度がありまして、不在の場合は、代理人を立てれば、売却ができるという制度がありますので、そういうものを活用しながらいろいろな方法をとる。

それから、それでも行けなさそうな所有者不在の物件については、例えば、建設部で緊急避難的に、一時的に雪

どめの設置をする場合もあります。

ただ、所有者がはっきりしているのであれば、みんな逃げ得みたいに、いざとなれば、市がやってくれるだろうということになってしまいますので、その辺の使い分けは少し難しいところがあるのですけれども、一応、そのような対策をいろいろとやっているところでございます。

○高橋（克幸）委員

最後になりますけれども、今、いろいろと答弁がありましたけれども、できれば小樽市でも、やはり危険な空き家については、行政代執行も視野に入れてほしいと思います。行政代執行までの手続は、いろいろとあろうかと思えますけれども、やはり事故があってからでは、打ち合わせをしていたとか、会議をやっていたとかというのは、理由にならなくなってしまいますので、そういうことを考えると、できるだけ速やかな、そういう行政代執行の伝家の宝刀があるわけですから、簡単に、何でもできないというのは理解していますけれども、とにかく人の命より重たいものはありませんので、ぜひともその辺の検討も含めて、お願いしたいと思いますが、いかがですか。

○（建設）山岸主幹

行政代執行につきましては、先ほども答弁しましたが、道内で行政代執行は、実績が 3 件あります。その中でも、代執行まで踏み切るものにつきましてはいろいろな意見がございます。最終手段とはいえ、やはり逃げ得感、公平感というところで、税を使うのはどうなのだろうかというところもあります。

そうは言っても、今、高橋克幸委員がおっしゃったように、人の生命なり、財産なりに危険が及ぶ可能性が、緊急度・危険度が高いものにつきましては、やはり最終的には、行政代執行も視野に入れていかなければならないとは、考えております。

ただ、今すぐというところは、なかなか少し難しいところもありますので、建設部が今抱えている特定空き家の状況等を勧告しながら、小樽市空き家等対策会議もありますので、そういうところに諮りながら、検討していきたいと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2 時 46 分

再開 午後 3 時 00 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

---

○川畑委員

◎住吉線の雪山対策について

きょうは、私の質問に答えるために、わざわざ市長に出席していただいていますので、最初に、市長に関係する部分を質問させていただきます。

まず、予算特別委員会の中で質問をできなかったもので、その件であります。

除排雪の関係で、市立病院とその駐車場の出入り口、それから、夜間急病センター、あるいは協会病院なども存在する住吉線の雪山対策は改善をする計画なのかどうか、お聞きしたいのです。

というのは、この場所は、これまでいろいろと問題のあったところなのです。例えば、雪山が高くなって、排雪

をするときに、前市長が出てきて、いろいろな問題を起こしたとか、そういうことがありました。

それで、車両以上に高い雪山をつくらないということが必要なのだと思うのです。それで、車両の右折、左折が、困るわけですから、これについて、改善する計画があるのか、それをまず聞かせてください。

○（建設）維持課長

今、質問がありました住吉線の部分でございますけれども、住吉線とその大通線といいますか、その交差点につきましては、非常に交通量も多いところでございます。

それで、私どもとしましては主要交差点という位置づけをしておりますので、降雪状況に応じて、雪山の状況等をよく勘案しながら適切な作業対応ということでは、今冬考えていきたいと思っております。

○川畑委員

◎観光に配慮した排雪について

それから、もう一点、観光に配慮した排雪について、市長は、主要 4 線、この大通線、中央通線、本通線、浅草線にプラスして、堺町通りを加えて、適切な時期に排雪を進めたいという答弁をしております。

それで、観光に配慮した排雪の、適切な時期とは、イベントに向けて指しているのか。また、1 度だけと考えているのか、まず聞かせていただきたいのです。

先ほども、高橋克幸委員から、中央通線の黒い雪山というのを課題にされておりました。これは、もともと私が、最初に観光客からこのように言われた。そういうことで提起した課題なわけで、これについて、ただ単に一度だけのことを考えているのか、あるいはイベントに向けただけで考えているのか、その辺を聞かせていただきたい。

○（建設）維持課長

観光に配慮した排雪ということでございますけれども、やはりイベントに対応した部分も重要ですが、道路の重要性を勘案した中で、やはり降雪状況に応じた雪山、それから道路幅員で交通に障害があってははいけませんので、その辺の対応については、イベントのみならず、今冬のシーズンを通した対応ということで適切にやってまいりたいと考えております。

○川畑委員

今、担当から答弁をいただいたのだけれども、市長としては、どのように捉えているのか。市長の見解を聞かせていただけますか。

○市長

観光に配慮した除排雪ということでお尋ねがありましたけれども、実は、就任してこの除排雪の問題を担当部と議論をしたときに、私が、市役所を離れていた間に感じたことを話しました。

一つには、例えば、ことしの冬のことだったのでございますけれども、雪あかりの路のイベントの開催中、私は、旧日本銀行小樽支店のほうを歩いていました。反対側です。雪山で、どこで雪あかりの路のイベントをやっているかわからないのです。これは、やはり観光都市として改善しなければいけないという思いもありました。

あるいは、堺町通り商店街の皆様と話をさせていただいたときに、やはり、商店街の排雪が十分ではない。このような話もいただきまして、これは、何とか、観光地として、特に、海外からお越しになられる多くの皆様がいる中でしっかりと、市民の皆様と同じような形で、観光客の皆様の安心と安全を守っていかなければいけない。

そう痛感したところでありまして、観光に配慮した除排雪を行うことにしましたけれども、その回数につきましては、その時々々の雪の状況も見なければなりませんし、やはり一つのポイントとしては、たくさんのお客様がお見えになるイベントの時期というのが、一つ、考えていかなければなりませんけれども、それ以外の時期につきましては、降雪量とか、気温とか、あるいは雪山の状況とか、そういったものを勘案しながら、除排雪には、しっかりと当たっていきたいと思っております。

○川畑委員

今の答弁からいきますと、要するに、その時期に、適切な雪の対策をしたいと、そのように捉えてよろしいですか。一度に限らずにということ。

○市長

降雪量、気温などにもよりますので、一度だけということではなくて、その時々状況を見ながら、しっかりと対応していきたいということでございます。

○川畑委員

はい、わかりました。その辺、よろしくお願いします。

それで、私の市長に対する質問はこれだけですので、退席されても結構です。

○委員長

市長が退室されますので、少々お待ちください。

(市長退室)

それでは、川畑委員の質疑を続行いたします。

○川畑委員

◎除雪計画について

それでは、報告のありました除雪計画について、質問させていただきます。

最初に、凍結路線の対応の砂まきボランティアについてですけれども、私の調べたところでは平成 27 年度実績が 197 件ありました。平成 28 年度は 240 件、そして 29 年度実績が 187 件なのですが、この 3 カ年で最も少なくなっているのですが、この理由について説明してください。

○（建設）維持課長

砂まきボランティアの人数の減の理由につきましては、正直、はっきり把握できていないのが実情ではありますけれども、やはり住民への周知というところが、一つ問題があったのかと思っておりますので、今冬につきましては、砂まきボランティアの人数の増加に向けて、除雪懇談会など、機会があるごとに、市民への周知を図ってまいりたいと考えております。

○川畑委員

その辺をよろしくお願いします。

◎主要交差点における見直し確保箇所について

次に、主要交差点における見直し確保箇所について質問をしたいと思います。この 3 年間で私が調べた中では、平成 28 年度は 36 カ所、29 年度は 50 カ所、一応 14 カ所ふやして 50 カ所になったのです。

今回、30 年度の計画では 90 カ所。これは、昨年のに比べて 40 カ所ふえているわけで、約倍化をされているわけです。

それで、除雪ステーションごとの平成 28 年度から 30 年度の見直しの箇所数について、今、答弁できますか。

○（建設）維持課長

平成 28 年度から 29 年度については、手元に資料はないのですけれども、29 年度から 30 年度ということでしたら答弁させていただきたいと思えます。

今年度、40 カ所ふやした内訳につきましては、除雪第 1 ステーションは、塩谷、それから幸、長橋などの主要交差点で 4 カ所。第 2 ステーションは、花園、最上、奥沢などの主要交差点で 16 カ所。第 3 ステーションでは、新光で 2 カ所。第 5 ステーションは、高島、手宮で 4 カ所。第 6 ステーションでは、花園、入船などの交差点で 11 カ所。第 7 ステーションでは、桜などで 3 カ所と設定をしております。

○川畑委員

今、第 4 ステーションは幾らと言いましたか。

○（建設）維持課長

第 4 ステーションにつきましては、今回の 40 カ所の該当には入ってございません。

○川畑委員

ステーションごとに見直しが見えたのは、第 2 ステーションと第 6 ステーションが一番ふえているわけですが、このふえている理由は何なのですか。

○（建設）維持課長

第 2 ステーション、第 6 ステーションにつきましては、やはりまちなかということで、交通量が多いということでの見直し確保の重点箇所だということでの増加と認識しております。

○川畑委員

それで、私が心配する点があるのです。それは昨年度から見れば、今年度、90 カ所と 40 カ所ふやしたわけです。その対応ができるのかどうか心配なわけです。

主要交差点等における見直し確保作業はどこが担当することになるのですか。ステーションが担当するとなれば、対応が可能なのかどうか、その辺を含めてお答えいただけますか。

○（建設）維持課長

今、質問がありました、交差点の雪山処理についてですが、場所的には、やはり幹線道路、補助幹線道路の交差点が中心でありますので、各ステーションを受託した J V がやるという形になります。どちらかという点、点的な説明になりますけれども、降雪状況とか、雪山状況によっては、通常の線的な対応の中でやらせていただくということになるかと思えます。

○川畑委員

私の耳に入っているところによりますと、その部分的な排雪というのは、技術的に難しいという話も聞いているのです。

それで、こういう事業者の声も聞いていますので、その辺をどのようにしてやるつもりでいるのか。雪山を以前のように部分的に削るのか。雪山をそのままとってしまうのか。その辺について、どう考えていますか。

○（建設）維持課長

やはり交差点の雪山につきましては、除雪で押した雪がそこにたまるケースが多くて、雪山がどうしても高くなってしまいう状況ですので、基本的には、交差点の見通しの確保のためには、全排といいますか、完全排雪をするというのを基本としておりますけれども、場所によっては、雪山の高さをカットして低くすることによって、対応するところもありますので、その辺は、臨機応変に現場の状況を見ながら考えていきたいと思っております。

○川畑委員

その辺も含めて、全部除雪ステーションに任せるのですか。それ以外には、雪山をなくすための対策はないのですか。

○（建設）維持課長

この J V 除雪という、地域総合除雪以外にも雪山を処理する、段差解消をする業務というのは、確かにございます。

ただ、手配の問題もありますので、やはり J V 除雪で、路線の状況を見ながら的確にやっていただくということでの指示はしてまいりたいと思っております。

○川畑委員

ということは、ステーションだけではなくて、ほかの事業者にも、排雪のお願いをしていくことを考えていると

ということですか。

○（建設）維持課長

基本は、地域総合除雪、J V 除雪になりますけれども、その辺の手が足りない場合は、その部分の雪山処理班といえますか、そこにも応援を頼むという形になるかと思っております。

○川畑委員

◎議案第 23 号市営住宅条例の一部改正をする条例案について

それでは、質問を変えまして、議案第 23 号市営住宅条例の一部改正をする条例案について、質問をいたします。

市営住宅若竹住宅 3 号棟住宅の供用の開始に伴って改正するということなのですが、同住宅の戸数を 59 戸から 44 戸に変更する改正だということで、当初、改築から建てかえとなったために戸数が減少したものと捉えているわけです。

それで、その他の児童遊園や、駐車場の 12 区画云々という点では、我が党は、このことについて、反対するものではありません。

ただ、問題なのは、この住宅は子育て世帯を対象にしているということがありますが、小樽市市営住宅条例に、特定目的公営住宅に入居できる条件があるわけですが、それに、また小樽市市営住宅条例施行規則に、特定目的住宅入居者の条件が定められているわけです。この条件について、まず説明していただけますか。

○（建設）大門主幹

それでは、今、質問がありました、子育て世帯向けの特定目的住宅、それに関する条例規則上の規定につきまして、答弁をしたいと思います。

まず、小樽市営住宅条例の中では、第 18 条の 2 というところで期限つき入居決定という規定がありまして、その中では、「市長は、前条の規定により子育て世帯向け公営住宅の入居者を決定する場合にあっては、13 年を超えない範囲において規則で定める期限を付して入居者を決定するものとする。」とありまして、その中で、括弧書きで、ただし書きで、「当該子育て世帯向け公営住宅が既存借上住宅であるときは、当該期限または当該既存借上住宅の借りに係る契約期間の末日のいずれか早い日に期限が来るとなっております。

同じく、小樽市営住宅条例施行規則の規定としましては、期限つき入居決定に係る入居期限といたしまして、第 3 条の 2 としまして、「条例第 18 条の 2 第 1 項の規則で定める期限は、入居者と同居しようとする小学校就学の始期に達するまでの子（該当する者が 2 人以上いるときは、そのうち年齢が最も低い者）が 12 歳に達する日の属する年度の末日とする。」と子育て世帯向け特定目的住宅について、定めております。

○川畑委員

今、答弁をしていただいた条例等について、小樽市の既存借上住宅制度の要綱にもあると思うのですが、これは同じ条件を適用されるということになっているのですか。

○（建設）大門主幹

既存借上住宅での具体的な要綱・要領等についてですけれども、既存借上住宅募集要領というものがございます、その中で 4 番としまして、制度の運用等という規定がございます。その中では、入居者につきまして、入居者は子育て世帯とするとしておりまして、その中で、申込時に世帯に就学前の子供がおり、原則として、その世帯の子供全員が小学校を卒業するまでの期間を入居の期限としております。

さらに、既存借上住宅の借上期間のことにつきましては、「借上期間は、20 年を前提とし、当初の借上契約期間は 10 年で、入居世帯の状況や建物の状態などを確認した上で、さらに、原則 10 年間の契約延長とします。」となっております。

○川畑委員

要するに、私が質問したいのは、若竹住宅 3 号棟は新築住宅なわけで、これに応募される方は、交通の便とか、



買い物とか、そういうところですぐれた状況のあるところだと思うのです。

それで、入居されるために応募される方は、入居期限が決められていることは承知したとしても、いざ、その期限が来た場合に、同様の条件で移転できる条件が確保されるのかという心配があると思うのです。

小樽市の既存借上住宅がつくられたときも、これらの問題が議論されているのですけれども、今から言えば、まだ先の話となると思うのですけれども、それらの対応について、どのように考えているのかわかれば、説明をしてください。

#### ○（建設）大門主幹

今、御指摘のございました入居期限の話でございます。この子育て世帯向け特定目的住宅ができたとき、これは、既存借上住宅制度ができたときにつくった制度でございすけれども、この子育て世帯向け特定目的住宅につきましては、つくった当初の議論としまして、平成 29 年第 1 回定例会で、これについて議論があったようございす。

それで、そのときの議論を見えますと、小学校を卒業までという期限をつけたのが、用意できる住宅数に限りがあることから、なるべく早いサイクルで、いろいろな方にこの子育て世帯向け特定目的住宅を利用していただきたいという考えもありまして、入居期間を小学校の卒業までとし、それで、より多くの世帯に利用してもらおうとして、この小学校卒業までという期限を設定したという経緯があったと、当時の議論から、私も確認したところで

す。

今後につきましてなのですけれども、今、川畑委員からも、質問がありましたけれども、当初、これを決めたときには、今、答弁したとおりの、なるべく多くの世帯に利用していただきたいということで、小学校卒業時という期限をつけまして、かわってもらおうとしていたのですけれども、これにつきましては、当時も、実際に、制度を運用していく中で、さまざまな不都合な点等がいろいろと確認されたり、あるいは時代の状況に応じて、改正しなければならない場面が来たら、そのときには、また、そういうことにつきまして、議論をすると考えていたようございすので、そういう対応を考えていきたいと思っております。

#### ○川畑委員

今、答弁をいただいたことなのですけれども、子育て世帯は、小樽市にとっては貴重な存在だと思うのです。まして、若い人がどんどん小樽から離れてしまうという問題に対応するときに、ただ、期限到来で追い出すということはすべきではないと、私は考えるのです。

それで、市営住宅の建てかえもしなければいけないところは、たくさんあります。例えば、オタモイでも、1 軒の平屋の市営住宅を壊して、新たに 3 階建て、4 階建てをつくって、そこに移ってもらったりしているのです。

あるいは、塩谷でも住宅を壊して更地にして、それを転売することになっているのですけれども、やはり必要であれば、市営住宅の建てかえをすとか、そういうことで、子育て世帯のための住宅建設も、まだ先がありますけれども、検討していく必要性はあるのではないかと思います。その辺の考え方はいかがですか。

#### ○（建設）大門主幹

今、子育て世帯向けの特定目的住宅を含めて、住宅建設を進めるべきではないかという話がありましたけれども、確かに、今回若竹住宅 3 号棟につきましては子育て世帯向けに 6 世帯分設ける予定でございすけれども、今後につきましては、まだ具体的にどこかに設けることがはっきりと決定されているわけではないという状況ではありません。

ただ、今回の若竹住宅 3 号棟につきましては、この子育て世帯向け特定目的住宅は、2 月の公募で募集をかけるのですけれども、先ほども話がありましたけれども、既存借上住宅、こちらが、今 4 世帯入っているところですが、今回、若竹住宅 3 号棟の 6 世帯の応募の状況、そちらで大体どれぐらい応募があるかというのを一つ、今後を見る上では、いろいろと注目しなければならないポイントかとは考えております。

それで確かに、なかなか建設するということが自体は難しいのですけれども、例えば他の自治体、私ども小樽市では、小学校卒業時ということで、一応、入居期限を設けているのですけれども、札幌市とか旭川市は同じように子育て世帯向けの住宅を、やはり特定目的住宅で設けているのですが、中学校卒業時までと期限を延ばしているというのがあります。いわゆる義務教育が終わるまで延ばしているのです。そういうものも参考にしながら、私どもも何が何でも今の小学校の卒業時までで期限を変えないとは、将来的にはまだ考えておりませんので、ただ、今回に関しましては、既存借上住宅ではない形で、初めての子育て世帯向けの特定目的住宅になるものですから、最初の制度になりますので、実施してみまして、それを運用していく中で、さまざまな不都合な点等や改正すべき項目が出てきましたら、状況を見ながらいろいろと見直しを検討したいと考えております。

#### ○川畑委員

今、担当者が、そのときまで、その担当でいられるかどうかはわかりませんが、やはり基本的には子育て世帯というのは大事ですけれども、それと同時に、そういう世帯をどんどんふやしていくための住宅政策も必要だと思っております。ですから、そういう住宅を今後確保して、今の入居者を入れかえるというだけではなくて、そういうところをふやしていくということを具体的に検討していくべきではないのかと、私はそう思いますので、もし、それに対する意見があれば示してください。

#### ○（建設）大門主幹

既存借上住宅の精査と今回の子育て世帯向け特定目的住宅、若竹住宅 3 号棟ですけれども、既存借上住宅はもちろん来年度、平成 31 年度の制度として実施をする予定でございます。その中で新たな提供してくれるオーナーが出てまいりましたら、そういう中で子育て世帯向けの部分をふやしていきたいとは考えているところでございます。

ただ、そういう中でも、もちろん子育て世帯向けの部分をふやしたいというのもあるのですけれども、全体として、戸数をふやしたりというのは、なかなか難しい部分もあるのかとは考えているところでございます。そうした中で、確かに以前から川畑委員がおっしゃっていますように、例えば修繕を進めて住めるところをふやしたりとか、そういうところというの、やはり考えていかなければならないとも思いますので、そういう部分を含めまして、既存の住宅を何とか生かしていくということの中で考えていければと思っているところでございます。

#### ○川畑委員

これ以上は詰めても新たな答弁は出てこないと思いますので、また時期を見て、検討をした上で質問をしていきたいと思っております。

それでは、質問を変えたいと思っております。

#### ◎報告第 4 号専決処分報告「小樽市建築基準法施行条例及び小樽市手数料条例の一部を改正する条例」について

報告第 4 号があります。これは、小樽市建築基準法施行条例及び小樽市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分報告であります。まずお聞きしたいのは、今回の建築基準法の改正は、増加する空き家の多用途への転用を促すため、一定規模の住宅などを宿泊施設や福祉施設に転用する際に、建築確認や耐火構造を不要とするなど、緩和をするという受けとめ方でよろしいのでしょうか。

#### ○（建設）建築指導課長

今回の建築基準法の改正につきましては、川畑委員のおっしゃいますとおり、背景の一つとしては、空き家などの既存建築物のストックの活用というのがございまして、川畑委員がおっしゃいましたような建築確認の不要ですか、今まで用途変更をする場合には 100 平方メートルだったのですが、それが 200 平方メートルに緩和されるというような、一部規定について緩和があるというようなことで認識はしてございます。

#### ○川畑委員

今回の本市の条例の改正は、国会で防火とか耐火規制の緩和などを内容とする建築基準法が一部改正されたことで、条例を変えるという解釈でよろしいのですか。

○（建設）建築指導課長

今回の条例改正につきましては、建築基準法の改正に伴って行ったものでございまして、これについては、北海道や他都市の特定行政庁も同じような改正をしていると聞いております。

○川畑委員

それで、現行法が飲食店や宿泊施設などに耐火構造を求めているのは、不特定多数の人が利用する施設では避難が完了するまでに建築物の延焼とか倒壊を防ぐためにと、当時の石井啓一国土交通大臣が説明したわけです。そして、また改定案は宿泊のための施設に耐火構造を求めないかわりに、警報装置などの設置を求めているわけですが、それでも建築主の責任として、所有者任せで実効性はないと思うのです。しかし、生命とか体の安全を確保することが根底にある中で安全規則を緩めてよいはずがないと私は思っているのです。

それで、防火耐火規則の緩和などを内容とする建築基準法改正案が、これは自民党、公明党、立憲民主党などの各党の賛成で可決されたわけでありまして、我が党の国会議員はこれに反対しました。そういうわけで、国会で可決されたからといって、市の施行条例を改正するこの報告については、我が党は不承認としたいと思っています。そのことを主張して、この質問を終わらせていただきます。

◎導水トンネルの老朽化対策について

それでは、次の質問に移りたいと思います。導水トンネルの老朽化対策について、お伺いします。

私は新聞報道で、常盤、松倉導水トンネルで老朽化対策を検討しているという記事を見つけました。それで、導水トンネルとはどのようなものなのか。また常盤、松倉導水トンネルはどこ施設なのか、説明していただきたいと思うのですが。

○（水道）浄水センター所長

まず導水トンネルがどのようなものかということでございますが、導水トンネルにつきましては、余市川の水源の取水堰から取り入れた源水を、天神浄水場まで送る施設でございます。

常盤、松倉トンネルにつきましては、赤井川村にあります余市川の取水口から天神浄水場までを結ぶルート上にございまして、まず常盤トンネルにつきましては、これは常盤ダム付近でございます。もう一つの松倉トンネルにつきましては、松倉岩というところがあります。その付近でございます。

○川畑委員

具体的に場所をいっても、私も行ってないからわからないのですが、大体大まかなことはわかりました。

それで、この導水トンネルはいつごろ建設されたものなのか。それからトンネルの延長など、どのような施設で耐用年数はどのようになっているのか。その辺について、わかれば説明してください。

○（水道）浄水センター所長

まず建築の年数でございますが、常盤、松倉のトンネルの築造につきましては、昭和 43 年から 45 年までにかけて建設されております。また、延長につきましては、まず常盤トンネルにつきましては 893 メートル、松倉トンネルにつきましては 2,959 メートルとなっております。また、耐用年数につきましては、これは地方公営企業法における導水施設は 50 年となっております。

○川畑委員

この報道の中で少しわかったところでは、劣化診断調査を行うと書いてあったのですが、その調査結果はいつ明らかになるのですか。

○（水道）整備推進課長

この導水トンネルの劣化診断業務につきましては、業務の期限が来年の平成 31 年 2 月 12 日までとなっておりますので、診断結果につきましては 2 月 12 日に出るようになるかと思っております。

○川畑委員

その調査結果によってどのような対策をする予定なのか、その辺がわかれば示してください。

○（水道）整備推進課長

診断結果につきましては、まだ現時点で診断結果が判明しておりませんので、はっきり答弁をすることができませんけれども、診断結果が出てから、この診断結果を踏まえて考えていきたいと考えております。

○川畑委員

そうしたら、どういう結果が出るか、その結果によって対応していきたいということなのですね。

○（水道）整備推進課長

川畑委員のおっしゃるとおりです。

○川畑委員

それで、報道には長寿命化を基本にトンネルの躯体の補強とか、トンネル内の導水管の布設を考えていると書いてあったのですが、その場合は具体的にどのような工事になるのですか。

○（水道）整備推進課長

繰り返しになるかと思えますけれども、まだ診断結果が判明しておりませんので、申しわけないのですが、はっきりとしたことは申し上げられないような状況になっております。

○川畑委員

そうしたら、躯体の補強とかはどのような工事になるのですか。トンネル躯体の補強というのはどういうことになるのですか。どういうことをするというのですか。

○（水道）整備推進課長

トンネルの覆工といいますか、トンネルの補強が必要になってきた場合は、別途委託をかける必要があるかとは思いますが、基本的には支保工をすとか、コンクリートの劣化している部分を削りまして、再度コンクリートを打ち込むというような形になるかとは思いますが。

○川畑委員

どちらにしても、いざ、やるとなると大工事になるということなのです。そうなれば、老朽施設の更新、改良工事については、いつの時点で事業計画に盛り込むことになるのか、その辺はこの調査結果から見て、いつごろになるのですか。

○（水道）整備推進課長

事業計画に盛り込む時期になりますけれども、まだ診断結果がはっきり出ていませんので、どのような形で盛り込むかというのは、はっきり申し上げられないのですが、来年の 2 月 12 日に結果が出ますので、それを見て、考えてまいりたいと考えております。

○川畑委員

私が聞きたいのは、来年、平成 31 年度からの上下水道ビジョンをつくりますよね。その上下水道ビジョンの中に、これはもう入っているものなのか、別個に入るものなのか示してください。

○（水道）整備推進課長

調査結果が来年の 2 月になりますので、次期の上下水道ビジョンの当初から見込むというのは、なかなか時期的に難しいかとは思っておりますけれども、もし必要があれば、必要に応じて、その上下水道ビジョンの見直しをかけて盛り込んでいきたいと考えております。

○川畑委員

つくった上下水道ビジョンを変更していく可能性がありますということで受けとめていいですか。

○（水道）整備推進課長

申しわけないのですが、先ほどの答弁なのですけれども、見直すというのは随時ということではなくて、5年後に見直すような形になりますので、その5年後に盛り込むような形になるかと思えます。

○川畑委員

上下水道ビジョン自体を5年後に変えるということなのですか。少し説明してください。

○（水道）次長

ただいまの件でございますけれども、まだ診断結果が出ていないのでどうなるかはわかりませんが、その診断結果を見て、緊急に直さなくてはならないということになれば、上下水道ビジョンは別として、早急に対応しなければなりませんので、上下水道ビジョンはあくまで10年間の大枠で、このぐらいという事業費というか、出すものですから、その枠内の中で順番を少し入れかえたりとかということ、対応する格好になると思えます。

あと一応上下水道ビジョンは10年間で5年ごとに見直しとはなっていますけれども、5年待つというわけではございませんので、その結果を見ながら、臨機応変に対応していきたいとは考えてございます。

○川畑委員

わかりました。そのとき、また調査結果を見て、その状況についてお知らせ願いたいと思います。

◎水道法の改正について

もう一つ、水道法の改正について、質問したいと思います。この質問は、水道局にとっては、とてつもない質問なのかもしれませんが、ことし7月5日に水道法改正がわずか2日間で、委員会の審議により衆議院本会議で可決されたとの報告があります。そして、参議院では継続審議となって、改正案は見送られている状況です。このことは大きくは報道されていないため、広く市民に知らされていないと思うのですが、この報道について水道局では承知されていたのでしょうか。

○（水道）総務課長

水道法の一部を改正する法律案についてでございますが、昨年、衆議院の解散により一度廃案となったものでございます。改めて、これは本年提出されまして、質問いただきましたとおり7月5日に衆議院本会議で可決となり、その後、同日7月5日に参議院に送付され、現在継続審議となっているという状況で承知しております。

○川畑委員

それで、水道法の本来の目的について説明していただきたいのと、それから、先の通常国会で、衆議院で可決、参議院で継続審議となった水道法の改正の目的について、つかんでいたら説明していただけますか。

○（水道）総務課長

まず水道法の目的についてでございますが、水道法第1条に目的が規定されておりますので、それを朗読させていただきます。

「第1条この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」ということになります。これが水道法の本来の目的ということです。

次の質問でございました水道法を改正する目的ということですが、改正概要ということになるかと思えますが、今回の改正水道法の概要につきましては、5項目大きく挙げられておまして、一つは関係者の責務の明確化、それから、二つ目としまして広域連携の推進、三つ目としまして適切な資産管理の推進、四つ目として官民連携の推進、五つ目として指定給水装置工事事業者制度の改善といった5項目についての改正を規定しているものと理解しております。

○川畑委員

日本共産党が発行している赤旗新聞で、八王子合同法律事務所の弁護士が記事を書いているのですが、水

道法の目的に基盤強化の規定、すなわち今おっしゃった規定です。それと、それを入れて広域連携と官民連携を推進するということを述べているわけです。それで、今、答弁をいただいた広域連携、それから官民連携ですけれども、どういうものなのか私が調べた中では、広域連携では国の基本方針に基づいて都道府県が計画を立てて、市町村も含めて広域化の推進を努めなくてはならないとしています。いわば上からの広域化の押しつけなのだと書いていました。

そして、官民連携については、水道事業の民間企業への参入だと。具体的には、施設は自治体が所有したまま、企業が営業権だけ得てもうけていくことができるという仕組みなのだとということが説明してありました。それを、この弁護士は広域民営化を進めるかどうかは市町村の判断に委ねられていると書いていましたけれども、小樽市の水道局はそのような認識をお持ちになっているかどうか、聞かせてください。

#### ○（水道）総務課長

今回の改正水道法の広域化、民営化についての私どもの認識でございますが、先ほど答弁しました改正水道法の概要の一つにあります広域連携の推進につきましては、広域連携に関し、国が定める基本方針に基づき、都道府県が水道基盤強化計画を定めることができると規定されております。ですので、水道局としましては、まず北海道の動きを注視してまいりたいと考えております。

もう一つの連携の推進につきましては、公共施設等運営権を有するものへの委託を規定しているものですが、これは、今後の事業運営の一形態を示すというものであり、あくまで選択肢の一つがふえるということで考えております。いずれにいたしましても、これらを進めるかどうかというのは市町村の判断によるものと考えております。

#### ○川畑委員

市町村の判断に委ねられるということで、私が一番心配しているのが、水道事業の民営化ということになった場合、どうなのだということが心配なのです。それで、そうなれば逆に料金の高騰とかという、一時的に安くなったにしても結果的に高くなっていくということが言われています。それで、世界中で今問題が起こっていることは御存じだと思うのですが、トランスナショナル研究所の研究者がこのように言っています、世界で、民営化で市民に不利益が生じて、途上国でも先進国でも再公営化、要するに民営化から公営化に再度変わるといって、そういう進みぐあいが、32 カ国、267 件にのぼっているということが報告されておりました。日本では水道普及率が、ほぼ 100% だと言われているわけですが、この日本が水メジャーにとってはいい狙い目だとか、いい市場と捉えているということで特別目的会社は、今、日本でいえば浜松市との、水道を運営するコンセッション契約を結んでいますけれども、この後、水道法改正の機に上水道も導入を検討していると、そういう採算性のある地域として、この水メジャーの標的になるのではないかと、そういうことが心配されているわけです。国のそういう悪政から市民の安全とか安心を守る防波堤となるべき自治体として、この問題がもし起きた場合に、慎重に慎重を重ねた対応をしていただきたいというのが私の主張なのです。それで、水道局の意見がもしあれば聞かせていただきたいと思います。

#### ○（水道）総務課長

水道事業の民営化に関する現在の水道局の考えでございますが、結論から申し上げますと、現時点で導入ということはまだ考えてはございません。導入すると考えた場合、不安材料としましては、適切なモニタリング体制が整備できるかといったこととか、また災害時など不測の事態に水道局の手から離れた状態で現状のような対応がとれるかといったようなことが、やはり不安材料としては挙げられるところでございます。こういう投入後の具体的な姿が見えない中で、現時点での判断は難しいと考えております。

しかしながら、今回の改正水道法は人口減少に伴う水の需要の減少、それから水道施設の老朽化、あと深刻化する人員不足等の水道の直面する問題に対応し、水道の基盤強化を図るといったようなことを改正趣旨としておりまして、これらはまさに小樽市が抱えている課題と全く同じでもございますので、今後の他都市での導入事例、それから問題点、それらを注視しながら参考に、今後考えていきたいと思っております。

○委員長

続行する前に石田委員に申し上げます。委員会の裁き、時計のカウント等も委員長の権限となっておりますので、やめていただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

共産党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

---

○中村（誠吾）委員

まず、9月6日に発生した北海道胆振東部地震で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願っているところであります。

◎地震発生後の人員体制について

このことは他人事ではありませんし、いつ我が身にふりかかることか予想もできないところです。今回のことで、いろいろと私たちが経験、勉強になったことがたくさんありました。この場で、その観点から小樽市としての被災地への応援や市内での停電による被害も含めまして、生活基盤である水道について最初にお聞きします。

初めに、地震発生後、人員体制はどのようにとったのか説明してください。

○（水道）主幹

小樽市地域防災計画では、震度4を観測した場合、第一非常配備体制をとることになっております。このたびの地震で小樽市でも震度4を観測しておりますので、第一非常配備職員27名に加え、一部、他の職員も自発的に出勤しまして、施設点検や情報収集を行ったところでございます。

○中村（誠吾）委員

高橋克幸委員など、ほかの委員からも質問がありましたが、重なりますが、あえてお聞きしたいのです。この市役所本庁舎は自家発電により電力が確保できると聞いていますが、水道局本庁舎の電力はどのように確保されるのか説明してください。また、全ての業務が支障なく行われましたか。

○（水道）主幹

水道局本庁舎には、自家発電施設はございません。緊急時に必要な電話、ファクス、GISなど必要な電力は仮設電力によって確保しておりました。なお、窓口業務につきましては、対応が厳しい状況でございました。

○中村（誠吾）委員

それでは、今回の地震の際も仮設発電機を設置して対応をしたということになるのでしょうか、仮設発電機の設置というのは、スムーズに行われたのですか。

○（水道）主幹

9月4日から5日にかけて、台風21号が接近するとの予報が出ておりましたので、停電に備えまして、準備をしていたこともございまして、切りかえはスムーズに行われました。

○中村（誠吾）委員

けがの功名とは言いません。それで、確認ですけれども、8月22日にも市内では落雷による停電が午前6時過ぎから、一番遅い復電でも午前9時くらいまで発生したことを覚えているのです。そのときも今回の地震でも、水道局本庁舎以外の上水道施設及び下水道施設は、電力の確保は支障がなく行われたのですか。

○（水道）主幹

8月22日及び9月6日の停電に伴う電力確保は、自家発電設備への切りかえや仮設電力の設置によりまして、各施設とも正常運転を確認しているところでございます。

○中村（誠吾）委員

まず安心しました。

◎情報提供の問題について

それでは、これは本会議で各会派からも質問がありましたが、情報提供の問題について質問します。まず事実関係から確認しますが、市民に向けた情報提供は停電の中、どのような手法で行いましたか。

○（水道）総務課長

情報提供の手法についてでございますが、災害対策室や広報広聴課を通じ、お伝えしたい内容を随時FMおたるで放送していただき、それと同じ内容を小樽市フェイスブックに掲載してもらうという手法で対応をいたしました。

○中村（誠吾）委員

具体的には、こういったタイミングでどのような内容をお知らせしていたのですか。

○（水道）総務課長

情報提供のタイミングでございますが、基本的には小まめな情報提供を心がけて行ったというところでございます。

具体的にお知らせしました内容としましては、停電により配水ポンプが作動せず、断水のおそれが生じた地域のお知らせとか、応急給水の実施場所や時間、それから高層住宅で水が出ない場合の対応、また断水の誤報に対する周知などについて、随時お知らせさせていただきました。

○中村（誠吾）委員

そこなのです。今、断水の誤報との答弁がありました。このたびの地震では、小樽市に限らず、こういった断水に関する誤った情報が流れていたことも報道でも耳にしました。具体的にはこういった状況で、どのような対応をしたのですか。

○（水道）総務課長

断水の誤報に関する状況と対応についてでございますが、地震が発生しました9月6日の正確な時間は少しわかりかねるのですが、比較的早い時間からSNSにより、10時30分から小樽市内の水道が断水するといったような情報が流れておりました。これは、当然水道局から発信した情報ではございませんので、出所というのはわかりませんが、この件に関する問い合わせが水道局にも多く寄せられました。最初の対応といたしましては、午前9時46分に広報広聴課に依頼をいたしまして、この内容が誤報であるといったようなことをフェイスブックにより発信していただき、その後、再度の周知ということで、FMおたるで放送していただくのと、フェイスブックでお知らせしていただいたほか、消防の車両で市内一円に広報をしていただくといった対応をとらせていただきました。

○中村（誠吾）委員

断水のお知らせに関しては、テレビで小樽市48戸とテロップで流されていたのです。私も不思議だったのですが、これはこういった経過で報道されてしまったのですか。

○（水道）総務課長

小樽市の断水情報がテレビで流れていたという経過についてでございますが、まず小樽市の断水状況につきましては、北海道の水道関連部署から電話による照会があり、当時の小樽市の状況としましては、先ほど答弁をしました配水ポンプが停電により作動せず、高台の一部に圧送することができないという状況になっておりました。その状況を含めまして北海道と相談して、そのことにより影響がある戸数ということで48戸と報告をしていたところでございます。

小樽市から報告をして、その後、これがどうなっているのかということは、確認しましたところ、北海道では北海道の災害対策本部と、それから厚生労働省の災害対策室に報告をされているということでございました。それが、いずれかの場面で報道機関で、その情報をつかまれて、テレビ等の報道に出たものと考えられるところでございます。



### ○中村（誠吾）委員

実際には、どこも断水はしていないのです。その情報が漏れたとは不思議な話です。いや、まず、それ以上、水道局でもつかめないでしょうから。それで、情報提供について最後の質問なのですが、振り返ってみて一連の対応について、どのように感じていますか。

### ○（水道）総務課長

情報提供に関する一連の対応についてですが、その場面としましては、先ほど答弁をしましたように小まめな情報提供ということをお心掛けてはおりましたが、反省点はやはりどうしても多々挙げられます。反省点といたしまして、挙げられるものとすれば、水道局内の情報共有が、どうしてもばたばたしてできないというところもございまして、復旧作業が完了しているところを、報道対応をしております、私のほうでその情報をつかんでいなかったといったようなこともございまして、復旧作業が完了しておりますというお知らせをすることがおくれたりとか、あと応急給水作業を望洋台で行うというのは早くにお知らせをしたのですが、水道局にもお問い合わせいただきまして、市内でも高層住宅で、なかなか水がとれないという事情もございましたので、水道局庁舎でも比較的早い時間から応急給水作業を行っていたのですが、そのことを伝えるのがおくれたりということもございました。

また、今回は全市が停電という状況の中で、手法とすればラジオとフェイスブックといったようなことで行っていたところなのですが、改めて思いますと、それだけでよかったかどうかというのもございます。今後例えば、町会とか、あるいは消防団の皆様とか、そういうところにも協力をいただいて、情報を伝えていけるようなことなど、何か新たな伝え方、周知方法というのを考えてまいりたいと思っております。

### ○中村（誠吾）委員

非常時ですので、その時その時は、一生懸命対応をしていただいていたと思います。私も午後 4 時に災害対策室に行っていますので、皆さんが集まって必死にやっているのを見えています。落ちついて考えるといろいろなものが見えてくるのだと思いますが、特に水道のように絶対不可欠な生活に密着している情報は、市民の皆さんにとって、とても関心の高い重要なものでありますので、この水道局総務課長の答弁にもありましたけれども、今回の反省を十分に総括していただいて、今後に生かしていただきたいと思えます。

### ◎意識改革の必要について

次に、質問を変えます。先ほど市長もいらっしゃったのですが、市長提案説明の中で所信表明があり、市政において議会と経済界との信頼関係の話がありました。重要課題が前市長時代において停滞し、解決などが滞っていたと感じていた。その正常化が期待されると受けとめているとありました。私も同じように感じますし、その解決を考えておりました。私たち、議会と経済界、商工会議所が代表になると思うのですが、市長と信頼関係といいますか、きちんとした議論や情報の伝達ができる関係の構築をお願いしたいと思っております。これにつきましては、今回の選挙で、我が立憲・市民連合も市長を支持してきたものであります。会派としても、信頼関係の構築には協力をしていかなければならないと考えています。

そこで、市長は職員にもっと積極的に現場に入り、関係者と対話し、市民ニーズを捉え、市民本位のまちづくりにつなげたいと話しているのです。よろしいですか、説明員の皆さん。市長は、これは皆さんも意識改革が必要となりますと話しているのです。そこで、いきなり申しわけないのだけれども、ここの場で説明員を代表しまして建設部長、このことをどのように捉えているか、お聞かせ願えますか。大き過ぎる質問なのだけれども。

### ○建設部長

市長から見直し等を含め、事業の実施に当たっては、しっかり関係者からも意見を聞くなど、対話を重視してほしいとの話を伺っております。人口減少、少子高齢化進展の中、行政だけでは今後のまちづくりを進めていくのは困難であり、限られた財源の中での的確に市民ニーズを把握し、関係団体との連携を図りながら、まちづくりも進めていかなければならないと考えております。私ども建設部は、除排雪はもちろんですが、公園の整備、道路の維持

管理等、多くの市民生活に密着した事業に取り組んでいるところであり、そのことから、私ども職員一人一人が市民との対話の中で、しっかりと要望の把握に努めながら事業を実施していかねばならないものと考えております。

○中村（誠吾）委員

もちろん、そのように水道局長も考えていただいていると思いますので、まず安心しました。これから試される段階です。

◎建設事業室について

では、具体的な質問に入ります。市長が市民本位のまちづくりを説明する際、庁内の議論と連携を促進して組織全体の課題解決力を高めると表現しているのです。それで、その一環といいますか、関連として9月21日付の人事異動、組織改革となったものです。そこで、まず、課題解決力を高めるため、組織改革として、建設事業室を設置しました。大きなくくりで結構なので、その目的や意味はなんですか。改めてお聞きします。

○（建設）建設事業室長

まず建設事業室におきましては、夏の道路等の新設改良、また維持管理、そして除雪業務を担うものでございます。この目的といたしましては、道路における通年の維持管理を行うとともに、今、現市長の公約の一つでございますバス路線、そして通学路の除排雪の優先、こういったものの早期実現に向けて体制の強化と充実を図るものでございます。

建設事業室の組織といたしましては、旧建設事業課と雪対策第1課、第2課をあわせて組織改正したものでございますけれども、この組織改正のメリットといたしましては、まず夏と冬を通した道路の維持管理を行うことによりまして、一つ目として、時期的なそれぞれの繁忙期を平準化できる。二つ目として、職員の維持管理に対する意識の向上、そして知識の習得、こういったものが図られるということで考えております。

また、除排雪の担当主幹を配置することによりまして、これまで繁忙期ではなかなか継続した作業ができなくなった安定的、そして継続的な除排雪の計画、そして策定、検証、こういったものが可能となるといったことが挙げられると考えております。

○中村（誠吾）委員

再度確認しますけれども、組織全体としての課題解決力を高めると市長が示していることですが、私は御存じのとおり、職員労働組合に関係していることから質問しているのですが、職員の勤務する場所、職員の配置にかかわることにも通じます。建設事業室で、冬期間の維持を担当することは、本庁に除雪対策本部の事務局を設けないことによろしいですか。そして、職員労働組合で提案していた、塩谷に配置している職員全員で対応する方法だと聞いております。それによろしいですか。そして、職員労働組合と協議できますか。お答えください。

○（建設）建設事業室長

今回の組織改正におきましては、先ほども答弁をしましたとおり、道路の管理を一体的に行うことによって組織体制の強化と充実を図るということで答弁をさせていただきましたけれども、夏の道路維持の塩谷の事務所の中で、冬も継続して事務所、いわゆる除雪対策本部の事務局を置くという予定でございます。

また、全員の対応ということですが、やはり夏冬を通して道路の維持管理につきましては、維持課を主体的な実務担当課といたしまして、そのほか除雪担当主幹、そして建設課とも連携を図りながら建設事業室全体として、業務を遂行してまいりたいと考えております。

また、職員労働組合との関係でございますけれども、除雪対策本部の事務局を塩谷に置くことにつきましては、去る9月7日に組合交渉をいたしまして、協議し、了承はいただいているところでございます。

○中村（誠吾）委員

若干、具体的にいきます。昨年は雪対策課長を第1課長と第2課長にわざわざ分けて、除雪ステーションの作業

が担当により違うものではないかと話を聞いたように思います。検証はできていないようです。では、今回は課長の名前が大きく変わりました。雪対策第 1 課長及び第 2 課長の役割がありましたけれども、それと、今回の除排雪計画担当主幹、除排雪業務担当主幹、維持課長の、この 3 人の役割の違いを再度示してください。

#### ○（建設）建設事業室長

3 課長の主な業務ということで答弁を話させていただきたいと思っておりますけれども、まず維持課、維持課長におきましては、夏の時期につきましては道路、河川、橋梁、こういったものの維持管理、災害対応、このほかに除雪業務の設計などを行う予定となっております。冬季におきましては、各除雪ステーションの業務の監督、こういったものがメインになってきます。

また、除排雪計画担当主幹におきましては、通年で前年度の除排雪に対する実績とか、検証とか、こういったものを行ったり、制度設計、そして J V の構成、あと予算編成もございまして、こういったものになる予定となっております。

このほか、除排雪業務担当主幹におきましても同じく通年で雪堆積場、新たな雪堆積場の発掘や、調整、検討を行います。このほか貸出ダンプの制度の検証や制度設計を行っていきたくと思っておりますけれども、このほかには、ほかの道路管理者、国や北海道との道路関連もございまして、こういった調整や、市民との懇談会を担当して行う予定となっております。

#### ○中村（誠吾）委員

わかりました。しっかりお聞きしました。建設事業室と担当課長及び主幹の答弁を聞きました。

それで、最後に建設部長にお聞きするのですが、市長も今、1 丁目 1 番地といわないまでも、道路維持に力を入れようと公約に掲げて、このように具体的な人事異動、機構改革として市民に見えるような改革をしようとしています。具体的な現場作業、その前には契約作業もあります。大変忙しいです。シーズンになれば職員管理も出てきます。私が今、市長の所信表明から担当課長までの質問をきちんと建設事業室長、担当課長及び主幹から説明を聞きましたのは、最後に、もうすぐそこに雪のシーズンがきています。初めてです。ですから、この体制でこしは迎え、進んでいくしかないのですけれども、進んでいくのです。建設部の意気込みや決意を語っていただけませんか。

#### ○建設部長

こしの冬につきましては、組織改革、人事異動後の体制で初めてのシーズンとなります。事務局を塩谷に戻し、除雪対策本部も例年より早く立ち上げることにいたしました。また、市民からの要望の強い排雪においては、過去の実績を参考に予算の確保に努めたところでもあります。作業体制においても、事業者と連携を図り、効率的な除排雪を行い、市民の皆様が少しでも快適に過ごせますよう除排雪業務に取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○中村（誠吾）委員

大変な作業ですが、どうか市民生活を守るために、そのトップとして頑張って、お願いしたいと思っています。

#### ◎大規模盛土造成地と液状化マップについて

質問を変えます。大規模盛土造成地と液状化マップについてなのです。私は、これまで小樽市の防災管理について質問をしてきているのですが、平成 29 年度第 2 回定例会で、この大規模盛土造成地と液状化マップに関する質問をしました。今回の地震で札幌市清田区や北広島市で起きた液状化は御存じのとおり、まさに私が心配して質問をしていたことなのです。この小樽市でも起きる可能性があると思っています。

ですから質問をするのですが、まず一つ目、大規模盛土造成地に関して今後、調査を行う予定はないのですかという質問に対して、情報収集や調査実施の課題を整理し、今後の進め方をどうするかなどを判断した上で、調査の予定を決めたいとの答弁がありました。その後の調査はどのようになっているのですか。

○（建設）近藤主幹

調査がどのようになっているかにつきましては、平成 29 年度に平成 31 年度の社会資本整備総合交付金事業による調査の実施に向け、市の内部調整を図ったものの、先送りとなっているところでございます。

○中村（誠吾）委員

液状化マップに関しての質問の中で、水道局が作成した資料があることを確認しました。この資料が、国土交通省から示されている、「宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針」をもとに統一的な基準での作成を求められているため、まずこの基準に合致しているのか確認しなければならないとの答弁がありました。これも同じです。その後、確認は行ったのですか。

○（建設）近藤主幹

このことに詳しい民間のコンサルタントの会社に確認いたしましたが、水道局で作成している液状化マップが、国土交通省のいう「宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針」には合致していないということを確認しているところでございます。

○中村（誠吾）委員

事実だから今、私は聞きました。確認したかしていない、調査したか、している、していない、それで今はいいです。それで、建設部にお聞きしますけれども、今回の地震で札幌市清田区や北広島市で起きた液状化を、もちろん先ほどいったとおりの報道等で見たと思います。当時の宅地造成に問題がなかったのか、市からの情報提供は適切であったのか。事実として、札幌市も補償など大きな問題となっているのです。大規模盛土造成地、そして液状化マップについて、どのように考えているのか。これからのことをお答えください。

○（建設）近藤主幹

この地震におきまして、さらにこの調査の必要性を感じておりますので、当該調査につきましては、段階的に進めていかなければならないものと考えてございます。

○中村（誠吾）委員

頼みます。ことは目の前に見たのですから。よろしくお願いします。

◎公園の情報について

次に、公園緑地課にお聞きしたいのです。私は、公園のホームページを常に新しくしていきたいとの旨の答弁を平成 29 年第 4 回定例会でいただいているのです。今の進捗状況はどうなっていますか。公園の必要性、市民に対するアピールも必要性が高まってきています。ですから、ホームページを見たのです。春の桜などのときは、花見状況は紹介していたようなのですけれども、その後どうなっていますか。

○（建設）公園緑地課長

ただいま中村誠吾委員が申し上げられました進捗状況の関係なのですが、確かに昨年の第 4 回定例会では楽しいイメージの視点からの盛り込みや写真や図面、絵を用いた紹介など、子供たちや親たちにわかりやすい視点を取り入れていくということでの答弁をいたしました。ホームページの充実を進めていく中で、情報を周知させるべき項目や構成、写真と関連した図面や地図を載せる方法などについて、さまざまな検討事項が出てきたことから、まず季節の情報やイベント関連、開花状況などの園内状況について、更新を行っているところであります。しかしながら、ホームページの一新は途中の状態でございます。

○中村（誠吾）委員

◎地籍調査について

次に、もう一つ聞いた質問があったのです。これも第 2 回定例会で難しかったのだけれども、地籍調査の説明を受けたのです。私の勘違いでなければ、たしか国費に関係する部分を減額補正することにもなると聞いた覚えがあるのです。そこまで考えて、いろいろとやりますと答えられていたのです。またやらなければならないと説明を受

けたと考えますが、その内容はどこまで進んでいますか。

○（建設）用地管理課長

減額補正についてですが、ただいま北海道から詳細は未定であります。来年度予算の前倒しに関する国の補正予算の動きがあるとの情報があったことから、減額等の手続は第 1 回定例会までに判断してまいりたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

やはり第 1 回定例会までには、何らかのアクションを起こさなくてはならないのですよね、今の話。よろしくお願いします、それはしっかりと伝えてください。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

石田委員に移します。

---

○石田委員

◎地域総合除雪について

地域総合除雪について、お聞きいたします。今回の本会議において、建設部長の発言についてお尋ねいたします。共産党の小貫議員への答弁で、住ノ江 2 丁目の排雪について、貸出ダンプが入るので排雪を見送った旨の答弁がありました。これっておかしくないでしょうか。以前、貸出ダンプの予算オーバーが問題となっていたはずですが。全く離れた場所ならともかく、そこの 4 本ある道路の下 3 本まで来ていながら、最上部の 1 本だけ無視するというのはどうなのでしょう。このときは、まだ前市長の体制であり、たとえ貸出ダンプの路線であっても隣接したものであればやるべきだと指示していたはずですが。これはどういうことなのか、説明してください。

○（建設）維持課長

今質問がありました住ノ江 2 丁目の最上部の道路につきましては、排雪の第 3 種路線になっておりまして、基本的には融雪機を迎え、ざくざく路面などによっての状況を勘案しまして、交通障害が発生する際に排雪などの作業対応をする路線ということになっております。昨年度は道路パトロールにおいて現地を確認させていただきましたけれども、交通に支障がなかったということから、当該路線の排雪は見合わせたものでございます。ただ、今冬におきましては道路パトロールにて当該路線における路面とか、雪山状況などをよく確認しながら交通の支障にならないように、状況に応じた適切な作業対応ということを考えてまいりたいと思っております。

○石田委員

昨年度の場合は、大分貸出ダンプの予算が、予算に近いところで納まっていた状況がありますが、その前の年というのが、約 7,000 万円に対して 1 億 5,000 万円とか、もうとても膨れ上がっていたので、今冬はそれを何とか、地域総合除雪でカバーできるのであれば、そういう方向でいけないものかという動きでありました。だから、そういう体制で動いていたのに、あえて建設部長がそういう発言をされたので、私は少し疑問に思いましたし、小貫議員は単純に、そこまで来ているのに、何であと 1 本上に入れないのかという単純な質問だったとは思うのですが、あえて聞いてみました。

◎ 1 シーズンの排雪の回数について

次に、1 シーズンの排雪の回数についてお尋ねします。予算の関係もあってか、前市長のときは原則 1 回となっていました。ただ、前市長になって排雪量を 50 万立方メートルにまでふやし、特にバス路線や通学路、そして観光道路に対して、きちんと対応するということです。私の住んでいるところは、北ガスのあるバス路線であり、通学路です。昨年はバスがとまった経緯もあり、2 回入りました。ここで提案ですが、もともと小樽市内は地域によって降雪量に差があります。例えば、山手地区は町場に比べて 1.5 倍ぐらい多いと思います。最上、松ヶ枝、天神な

ど、天狗山の周辺地区は原則 1 回では支障があると考えます。今回の排雪予定量の見直しによって、このようなことも考慮していくのかどうなのか、お答えください。

○（建設）建設事業室片山主幹

地域によって降雪量に差があるので、排雪回数も考慮するのかというお尋ねかと思えますけれども、排雪につきましては回数ではなく、現地の状況を確認しながら必要に応じて排雪作業を実施するか、判断してまいりたいと考えております。

○石田委員

現地の状況を確認しながらというためには、きちんとしたパトロールが必要だと思うのです。昨年いろいろなことがありましたけれども、そのパトロール、一体どういう視点でパトロールしていくのか、ただドライブしているわけではないと思えますけれども、そのパトロールのあり方についてです。以前、この小樽市の除排雪というのは直営でした。そして、それが民間に委託されて、しばらくの間は、そのプロの方々が職員として残っていましたので、いろいろなことが知識の中にありました。ですからパトロールをしても、しっかりこうだあだと言えはたはずなのですが、それが長年業者に丸投げという形で、職員の中にもパトロールにおける目の凝らし方が弱っていたのではないかと私は考えております。この 3 年間、パトロール、パトロールと毎年のように言ってきましたけれども、ことしのパトロールのあり方はどうあるのか、それもお答えください。

○（建設）建設事業室片山主幹

道路パトロールのあり方の質問かと思えますけれども、石田委員が心配されているように道路パトロール、どのように見ていくのかというのは建設部にとっても課題だと思います。これは技術の継承という部分も関係してくるかと思えますので、我々ベテランの職員もおりますので、若い職員に道路パトロールは、このように見るのだというのをしっかり伝えて、ことしの冬も道路パトロールを行っていきたいと考えております。

○石田委員

◎排雪の判断のおくれについて

次に、本会議において昨年度の除排雪のおくれについて答弁をいただきました。その内容は、市による排雪箇所の決定に時間を要したため、業者の方々がその作業準備を計画的に行うことができなかった。そして、また排雪運搬ルート of 幹線道路の排雪を後回しにしたというのも原因であったということでした。平成 30 年度は、多分その後者の運搬ルートの排雪については解消されると思いますが、前者のことについてはどうなのでしょう。私の知る限り、例えば、この平成 29 年度の例をとりますと、翌週の排雪予定は前の週の木曜日から金曜日にその案が出され、月曜日には決定していたと認識しております。でも、それでは遅いわけですから、平成 30 年度はどうやっていくのか、お答えください。

○（建設）建設事業室片山主幹

排雪の判断のおくれをどのように行っていくのかという質問かと思えますけれども、昨年度につきましては、石田委員がおっしゃるように、固定的なスケジュールでの排雪協議が問題と認識しております。ことしについては、随時、予防保全的な排雪作業を計画的に行ってまいりたいと考えております。

○石田委員

それは、ぜひ本当にお願ひしたいと思っております。それに付随しますけれども、昨年のもた、特に第 2 ステーション、第 6 ステーションでしたけれども、既に決定していた排雪路線にまだ手をつけていない段階で、さらに翌週の排雪箇所の申請が上がってくるという、こんな事態もただ見過ごしていたかのように見えましたが、この問題はどのように解決していくのでしょうか、お答えください。

○（建設）建設事業室片山主幹

先ほども答弁をさせていただきましたが、固定的なスケジュールによる排雪協議が突然の変更などにより人員、

ダンプの手配に影響を与えたものと考えておりますので、繰り返しの答弁になりますけれども、予防保全的に計画的な排雪作業を務めてまいりたいと考えております。

○石田委員

要するに排雪路線の決定、それは本当に除雪ステーションとの協議の上で、いわゆる今言った計画的にという、これが一番大事になろうかと思っておりますので、これがあれば多分、昨年のようなおかしなおくれは、多分解消されるのではないかと私も思いますけれども、そこら辺はひとつよろしく願いいたします。

◎貸出ダンプについて

それでは、貸出ダンプについてです。1 団体に対する 1 シーズンの回数、これは、検討中の材料だったと思えますけれども、利用回数もそれまでに限度 2 回だったのが 1 回にするとかしないかということも検討材料であったかと思うのですが、今回は、多分それはいじらないということなので、最大で 2 回だとは思いますが、これはあえてお聞きいたします。

○（建設）建設事業室木村主幹

貸出ダンプ制度の利用回数につきましてですけれども、同一箇所におきまして最大 2 回までの利用が可能となっております。

○石田委員

そうであれば、それは以前のおり継続ということによろしいですね。

そして、これも先ほど言いましたけれども、地域総合除雪のところでも言いましたけれども、一律に何回というわけでもなく、最大でも 2 回ということですが、やはり地域の実情に即した対応も必要でないかと思えます。予算の兼ね合いももちろんあるのですが、この貸出ダンプ制度はもともと市の除排雪が入らない、主に第 3 種路線のためにできた制度と認識しております。もしくは私道とか、そのためにできた制度だと認識しております。昨年からは一部並行してやっていた第 2 種路線の利用の制限が加わりました。平成 30 年度も昨年とほぼ同じ体制で行うとのことですが、そうであるならば、第 2 種路線においては地域総合除雪をもっとしっかりと取り組んでいただきたい。これが一つお願いでございます。

そして、最後の質問になりますが、その上で第 3 種路線や私道などの生活路線の方々に、より多く利用してもらうことが肝心だと私は思いますけれども、見解をお聞きして、私の質問を終わります。

○（建設）建設事業室木村主幹

昨年度の制度変更に伴いまして、第 2 種路線、こちらを貸出ダンプ制度の対象外といたしておりました。そのため、市で行います地域総合除雪業務にて排雪を実施しておりました。今年度も同じ形で、市の地域総合除雪業務にて排雪を行うことで考えております。

タイミングにつきましては、市で入るタイミングと地域の方々に要望しているタイミングと、若干違いが生じてくると思いますので、その辺は考慮しながら考えていきたいと思っております。

続きまして、貸出ダンプ制度のより多くの方々の利用ということにつきまして、貸出ダンプ制度自体につきましては、昭和 54 年から長年運用されている制度となっておりますので、ある程度、周知はされているのかという認識はもっておりますが、今後広報など、その他、情報機関を利用しまして再度周知を行っていただければと考えております。

○委員長

石田委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 35 分

再開 午後 4 時 56 分

### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

### ○川畑委員

それでは、討論を行います。

議案第 23 号小樽市市営住宅条例の一部を改正する条例案については、戸数の変更については、当初改築から建てかえとなったことでの変更で反対するものではありません。しかし、子育て世帯向け住宅であることで入居期限が設定されることは、その後、同様の条件で移転するのが困難なことから、対処を検討すべきです。

専決処分報告第 4 号、小樽市建築基準法施行条例及び小樽市手数料条例の一部を改正する条例は、国会で防火、耐火規制の緩和などを内容とする建築基準法の一部が改正されたことで、改正する条例であります。命、体の安全を確保することが根底にある中で、安全規制を緩めてよいはずがありません。また、改正案は宿泊のための施設に防火構造を求めないかわりに警報装置などの設置を求めています。それも建築主の責任としており、所有者任せで実効性がありません。したがって、共産党は不承認といたします。

陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方については、陳情提出後、既存舗装の上からアスファルトをかぶせるオーバーレイ工法による改修工事で、現状は民地側への雨水流入はなくなりました。しかし、最近の異常気象は何をもたらすか不明で、不安は解消されておりません。当初の陳情の要望は、道路側溝を全面的に改修し、住宅に雨水等が流れるようにしてほしい。全面改修が難しいのであれば、道路を横断する側溝を 20 メートル幅で設置してほしいという内容でありました。ですから、引き続き、実現に向けて採択といたします。

陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方については、昨年は除排雪の回数をふやし、雪が回収されておりますが、除排雪の雪置き場がまだ確保されていない状況です。地域住民の安全を確保する上でも採択といたします。

陳情第 20 号高速道札幌道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方については、10 月 5 日付で陳情書の要望 3 に関する説明があり、水道局の通常の業務処理としてではなく、高速道の起因及び市の確認不足による救済措置としての配慮のお願いがありました。安全な市民生活の面から適切な対処が必要であり、採択を継続いたします。

陳情第 21 号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方については、塩谷及びオタモイ 3 丁目の住民にとって、三大病院の通院は小樽駅前において乗りかえしなければなりません。地域住民の要望は願意妥当であります。したがって、議員各位には陳情の趣旨を御理解いただいて、採択をお願いして討論といたします。

### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 4 号について、採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

### ○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、報告第 4 号並びに陳情第 10 号、陳情第 20 号第 3 項目及び陳情第 21 号について、一括採決いたします。

報告は承認と、陳情はいずれも継続審査とそれぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)



○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情第 13 号及び所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。